

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月16日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第47号の上程、説明	6
議案第48号の上程、説明	7
議案第49号の上程、説明	8
議案第50号の上程、説明	8
議案第51号の上程、説明	9
議案第52号の上程、説明	10
議案第53号の上程、説明	11
議案第54号の上程、説明	12
議案第55号の上程、説明	13
議案第56号の上程、説明	14
議案第57号の上程、説明	15
議案第58号の上程、説明	15
報告第10号の上程、報告	16
報告第11号の上程、報告	16
散会の宣告	17

第 2 号 (12月17日)

開議、散会の日時	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	19

事務局出席者	19
議事日程	20
開議の宣告	21
一般質問	21
友 寄 景 善 議員	21
大 山 美佐子 議員	25
大 城 佐 一 議員	27
安 里 重 和 議員	32
宮 城 良 治 議員	35
宮 城 貢 議員	37
吉 浜 覚 議員	39
大 城 邦 彦 議員	51
散会の宣告	54

第 3 号 (12月18日)

開議、散会の日時	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	55
事務局出席者	55
議事日程	56
開議の宣告	57
議案第47号の質疑、委員会付託	57
議案第48号の質疑、委員会付託	57
議案第49号の質疑、委員会付託	57
議案第50号の質疑、委員会付託	57
議案第51号の質疑、委員会付託	58
議案第52号の質疑、委員会付託	58
議案第53号の質疑、委員会付託	61
議案第54号の質疑、委員会付託	64
議案第55号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	64
議案第56号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	65
議案第57号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
議案第58号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
諸般の報告	67
散会の宣告	67

第 4 号 (12月20日)

開議、閉会の日時	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	69
事務局出席者	69
議事日程	70
開議の宣告	71
議案第47号～議案第49号、議案第51号及び議案第52号の一括上程、委員長報告、質疑、 討論、採決	71
議案第50号、議案第53号及び議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	75
議案第55号～議案第58号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	78
陳情第17号の上程、委員長報告	81
閉会中の継続審査の申出の件	82
閉会の宣告	83
署名議員	83

令和元年第7回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和元年12月16日
会期 5日間
閉会 令和元年12月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月16日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告2件
12月17日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月18日	水	本会議	午前10時	議案第47号～第49号、第51号及び第52号質疑、総務常任委員会付託 議案第50号、第53号及び第54号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第55号～第58号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第47号～第49号、議案第51号及び第52号総務常任委員会（説明～採決） 陳情第17号総務常任委員会（検討～採決）
12月19日	木	委員会	午前10時	議案第50号、第53号及び第54号経済建設常任委員会（説明～採決）
		委員会	午後1時30分	議案第55号～第58号予算審査特別委員会（説明～採決）
12月20日	金	本会議	午前10時	議案第47号～第49号、第51号及び第52号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第50号、第53号及び第54号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第55号～第58号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見書の処理 (閉会)

会期日数 5日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
16	令和元年9月17日	日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情	幸福実現党沖縄県本部 (沖縄北部支部) 代表 天久 光雄	議員配布
17	令和元年11月15日	「居宅介護支援事業所の管理の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情	沖縄県介護保険広域連合 議長 田仲 康榮	総務常任委員会
18	令和元年11月18日	若年がん患者の在宅療養支援を求める 要請書	ゆうかぎの会(離島がん患者支援を考える会)一同 会長 真栄里 隆代	議員配布
19	令和元年11月29日	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書	安里 長従 沖縄憲法25条を守るネットワーク 会長 高田 清恵 しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄 代表 秋吉 晴子	議員配布
20	令和元年12月2日	「国連勧告撤回を求める全国自治体議会への陳情書に関する決議」について	命どう宝!琉球の自己決定権の会 共同代表 根保 清次 玉城 毅 与那嶺 義雄 下地 恵子	議員配布

令和元年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和元年12月16日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和元年12月16日 午前10時00分)

散 会 (令和元年12月16日 午前10時49分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	大 城 邦 彦
2 番議員	宮 城 良 治	7 番議員	宮 城 貢
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 浜 覚
4 番議員	友 寄 景 善	9 番議員	安 里 重 和
5 番議員	大 山 美佐子	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第47号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	提案説明
6	議案第48号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	提案説明
7	議案第49号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例	提案説明
8	議案第50号	大宜味村森林環境譲与税基金条例	提案説明
9	議案第51号	財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））	提案説明
10	議案第52号	指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）	提案説明
11	議案第53号	指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークワサー）加工施設）	提案説明
12	議案第54号	村道路線の認定について	提案説明
13	議案第55号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	提案説明
14	議案第56号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提案説明
15	議案第57号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
16	議案第58号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
17	報告第10号	専決処分の報告について	報告
18	報告第11号	専決処分の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和元年第7回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 宮城良治議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの5日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月20日までの5日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり陳情第17号は、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。行政報告の前に一言おわびを申し上げます。
去る11月5日の臨時議会において、ビジターセンターの工事案件の質疑で、最終変更かとの問いに「はい」と答弁したことは間違いでありました。最終的に精算したところ、専決処分という処置をいた

しました。深くおわび申し上げます。今後、十分に注意を払っていきたいと思います。

では、9月定例会後の行政報告を行います。

9月8日に、第4回の村小学校・中学校の合同運動会が開催されました。

16日には、新100歳慶祝訪問を行いました。

9月21日、22日は、鶴見ウチナー祭りにおける村ピーアール活動を行いました。

10月15、16日には九州治水大会に参加をしました。

20日には那覇一心会運動会に参加をしております。

28日には県知事就任激励会に出席をいたしました。

30日、飲酒運転根絶県民大会に出席をしました。

11月6日には治水事業促進全国大会に出席しました。

11月11日は、村制施行111周年記念式典を開催することができました。

19日には全国治水砂防大会に出席をしました。

27日から28日には全国町村長大会、水産業振興定期総会、全国観光地所在町村協議会に出席をいたしました。また、28日には内閣府に北部振興についての要請をしました。その後、内閣府大臣を初め、幹部職員との懇談会を行い、各市町村の思いを直接大臣に要望することができました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。なお、発注しました公共工事については配付しているので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第47号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第47号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第47号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、この案を提出する。

内容につきましては、課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

○ 総務課長（知念和史） では、内容について御説明申し上げます。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員

である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図り、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定し、整備を行うものでございます。

主な制定内容として、2条から13条までフルタイムで任用される会計年度任用職員に関する事項、14条から23条までパートタイムで任用される会計年度任用職員の規定を踏まえ、給料月額、手当の支給等について基準を定めるものであります。

施行日は、令和2年4月1日となっております。

詳細につきましては、委員会で説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴う関係条例の整備及び沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、大宜味村職員の給料表を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

○ 総務課長（知念和史） では、内容について御説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、改正が必要となる条例について、一括で所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、1条の大宜味村地域安全条例の一部改正から第13条の大宜味村職員の旅費支給条例の一部改正まで、新たに導入される会計年度任用職員制度等に対応するため、任用根拠、引用条項等の改正を行うものでございます。

施行日は、令和2年4月1日となっております。ただし、11条の大宜味村職員の給与に関する条例の一部改正のうち、別表につきましては、令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日からの適用となっております。

詳細につきましては、委員会で御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第49号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第49号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第49号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）における減収補てん措置制度の対象地域に本村が含まれていること等により条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 財務課長。

（真喜志 亮財務課長 登壇）

- 財務課長（真喜志 亮） それでは、私のほうから補足説明をいたします。

今回の改正の主な内容としては、減収補てん措置となる資産は沖縄振興特別措置法の各条に明記された資産のみであるため、課税免除を受けることができる資産を沖縄振興特別措置法の各条に明記された資産とする改正となっております。また、地域未来投資促進法の制度における支援策のひとつとして、沖縄振興特別措置法と同様の減収補てん措置が創設されており、対象地域に本村も含まれていることから、新たに課税免除の規定を追加した改正となっております。

そのほか、各条にわたり字句の改正等が必要なため、本条例の全部改正を行うこととしております。

この条例は、令和2年1月1日から施行することとしております。

なお、説明資料として本条例の改正に伴い、施行規則の改正も行っていることから、施行規則の改め文及び新旧対照表を添付してございますので御参照ください。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第50号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第50号 大宜味村森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第50号 大宜味村森林環境譲与税基金条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月16日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が施行されたことに伴い、村が実施する森林整備及び木材の促進等に関する施策に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、条例を定める必要があるため、この案を提出する。

内容については、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（花田義徳産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議案第50号の補足を説明させていただきます。

森林環境譲与税を適正な管理運営を行うため基金を設置し、第1条に規定する森林整備及びその促進に関する施策を実施するための事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとしております。

附則において、この条例は、公布の日から施行されます。

なお、説明資料を添付しておりますので、御参照ください。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第51号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第51号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産 観光防災備蓄倉庫等一式
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約
- 3、取得金額 金1,238万6,286円
- 4、契約の相手 住所 那覇市宇栄原3丁目16番53号
商号 鈴繁工業 沖縄営業所
氏名 代表者 向島 宏典

令和元年12月16日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が

必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは、議案第51号の補足説明をさせていただきます。

説明資料の54ページをお開きください。

本事業は、平成31年4月に内閣府直轄事業として交付要綱が制定され、沖縄総合事務局を經由し、沖縄県内において大規模災害が発生した場合に、復旧されるまでの間、沖縄県内で足止めされる観光客に対し、防災力強化の取り組みを行い、安全・安心の確保により沖縄の観光振興に資することを目的とされています。

本村におきましても、本補助事業を活用し、同様の観点から村内に訪れた観光客に対し、安全・安心の確保のため備蓄倉庫等を整備するものです。

今年度、整備する内容といたしましては、56ページをお開きください。

1つ目に簡易トイレを8個。2つ目に防災倉庫を2基。3つ目に発電機を3台整備することとなっております。設置箇所につきましては、現道の駅活性化センターと大保ダム地内を計画しております。

なお、詳細につきましては、委員会において説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第52号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第52号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）

指定管理者の指定について、次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大宜味村放課後児童クラブ

2、指定管理者となる団体の名称等

団体の名称 一般社団法人 喜如嘉山学校

代表者職氏名 代表理事 上原 幸彦

住所 沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味1番地

3、指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び大宜味村公の施設に係る指定管理者の指

定手続きに関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

（宮城 豊教育課長兼子ども子育て支援室長 登壇）

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） では、議案第52号について補足説明させていただきます。

指定管理予定候補者の公募を10月1日から10月31日まで行い、公募期間に複数問い合わせがありましたが、応募申請のあった事業者は1者でございました。

選定委員会において、応募者1者であります。定基準要領に基づき有資格者として判断し、事業者プレゼンテーション及び質疑応答、選定基準表の審査項目に評価点を付し、委員5人全員が合格点であります6割以上の評価点でありました。

また、現在、村内でも事業を行っている実績も勘案し、当事業者が関連しています学校及び他団体との連携による効果も期待できることから、指定管理予定候補者の優先候補者として選定し、今議会におきまして、当事業者を指定管理者として指定いたしたく提案いたしております。

なお、詳細については、委員会で御説明いたしたいと思っております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第53号 指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークッカー）加工施設）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第53号 指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークッカー）加工施設）

指定管理者の指定について、次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大宜味村特産品（シークッカー）加工施設

2、指定管理者となる団体の名称等

団体の名称 株式会社 ケレス沖縄

代表者職氏名 代表取締役 中川 喜隆

住所 沖縄県国頭郡大宜味村字田港1032番地1

3、指定の期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び大宜味村公の施設に係る指定管理者の指

定手続きに関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容については、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（花田義徳産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） それでは、議案第53号の補足を説明させていただきます。

指定管理予定候補者として、公募を3月1日から3月29日までの29日間行っております。応募申請のあった業者は1者でございます。

選定方法につきましては、事務局において募集要項に基づき、有資格者として判断し、応募者1者ありますが、選定委員会で業者プレゼンテーション及び質疑応答を経て、今までの実績や今後の計画を確認し、募集要項に記載されているシークワサーを年間で300トン以上取り扱うことが可能と判断されております。

さらに、財務状況については、専門的な学識のある委員から意見を受けて良好であることから、委員の可否で指定管理者予定候補者の優先交渉権者として選定され、選定委員会から報告を受けております。

選定委員会報告後、庁議でも指定候補者の優先交渉権者として選定し、今議会におきまして、当事業者を指定管理者として指定したく提案いたします。

なお、説明資料を添付しておりますので、御参照ください。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第54号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第54号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第54号 村道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、大宜味村道路線を下記のとおり認定する。

路線番号は空白です。路線名、大保ダム環状線。始点、田港南風原。終点、押川押川山。重要な経過地、大保ダム。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大保ダムを囲む道路の一部で、地域の活性化に繋がる道路として活用されることや村道大保線を経由することで長寿と癒やしの森構想地へのアクセス道として観光振興及び防災の観点から、主要な道路であるためこの案を提出する。

なお、説明資料を添付しておりますので御参照ください。御審議よろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第55号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第55号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第55号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

令和元年度大宜味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,158万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,201万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、5,158万1,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページお開きください。

13款使用料172万1,000円の増額ですが、主に企業支援賃貸工場使用料と平南川便益施設使用料によるものです。

14款国庫支出金314万9,000円の増額ですが、主なものとして、観光振興事業費補助金によるものです。

15款県支出金4,063万9,000円の増額ですが、主なものとして、水産物供給基盤機能保全事業補助金及び社会資本整備総合交付金によるものです。

16款財産収入92万7,000円の増額ですが、主なものとして、土地貸付料によるものです。

17款寄附金30万円の増額ですが、人材育成寄附金によるものです。

18款繰入金2,240万6,000円の減額ですが、財産形成基金によるものです。

20款諸収入1,835万1,000円の増額ですが、主なものとして、介護保険精算償還金及び後期高齢者医療広域・共通経費精算金によるものです。

21款村債890万円の増額ですが、主なものとして、過疎対策事業債によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。人事委員会勧告に伴う給与改正等による補正につきましては、各款にわたりますので説明を省略させていただきます。

予算書3ページお開きください。

3 款民生費112万1,000円の増額ですが、主なものとして、社会福祉費、障害児通所費によるものです。

4 款衛生費150万1,000円の増額ですが、主なものとして、保健衛生費、母子保健情報システム改修委託費によるものです。

6 款農林水産業費2,447万1,000円の増額ですが、主なものとして、水産業費、漁港建設費によるものです。

7 款商工費139万8,000円の増額ですが、主なものとして、観光費、やんばるの森ビジターセンター整備事業によるものです。

8 款土木費349万6,000円の増額ですが、主なものとして、道路橋梁費、社会資本整備事業によるものです。

予算書は次のページです。

10 款教育費131万1,000円の増額ですが、主なものとして、小学校費及び中学校費によるものです。

11 款災害復旧費620万円の増額ですが、農林水産施設災害復旧費によるものです。

13 款諸支出金180万6,000円の増額ですが、主なものとして、財産形成基金積立によるものです。

14 款予備費922万3,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

7 ページには、地方債の補正を記載しています。限度額 6 億9,113万3,000円から 7 億 3 万3,000円となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 5 6 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第56号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第56号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,735万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,417万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

- 副村長（島袋幸俊） では、議案第56号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

今回の補正は、2,735万4,000円を減額するものです。

歳入から説明します。予算書1ページお開きください。

5款県支出金2,735万4,000円の減額についてですが、療養給付費等の減額見込みによるものです。

続きまして、歳出について説明します。予算書2ページお開きください。

2款保険給付費2,637万7,000円の減、6款保健事業費97万7,000円の減については、今後の見込みによる減額としています。

9款諸支出金1,587万3,000円の増については、過年度分の交付金実績確定に伴う返還金となっています。同額を10款予備費から減額しております。

よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第57号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第57号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）令和元年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきまして概要を説明いたします。予算書3ページをお開きください。

主に1款簡易水道総務費、1目11節の光熱水費133万8,000円の増額となっております。

予備費として147万8,000円の減額補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第58号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第58号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第58号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきまして、説明いたします。予算書3ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費、1目の役務費85万8,000円の増額となっております。

予備費として85万8,000円の減額補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第10号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第10号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

専決処分内容については、添付してございますので、どうぞお目通し願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第11号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第11号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月16日提出

大宜味村長 宮城功光

専決処分書を添付してございますので、どうぞお目通し願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変お疲れさまでした。

(午前10時49分)

令和元年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和元年12月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和元年12月17日 午前10時00分)

散 会 (令和元年12月17日 午後2時55分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

副 村 長 島 袋 幸 俊

総 務 課 長 知 念 和 史

財 務 課 長 真喜志 亮

住民福祉課長 佐久川 紀 亮

企画観光課長兼
プロジェクト推進室長 福 地 亮

産業振興課長 花 田 義 徳

建設環境課長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

教 育 長 米 須 邦 雄

教 育 課 長 兼
子ども子育て支援室長 宮 城 豊

農業委員会事務局長 花 田 義 徳

監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

選挙管理委員会書記長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 友 寄 景 善 議員

- 議長（平良嗣男） 大宜味村立認定こども園について。4番 友寄景善議員。
○ 4番（友寄景善） 教育長にお伺いします。

大宜味村立おおぎみこども園を令和2年4月1日に設置することになっていますが、令和元年5月22日に議決した大宜味村立認定こども園設置条例第4条の規定によりますと、「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。」とある。開園に先立ち、管理規則を含め数々の規則や規程等を整備して万全の態勢で開園を迎えなければならないと思いますが、その整備状況はどうなっていますか。また定員とその内訳、必要とする職員の職種と人数、そしてその確保の見通しはどうなっているのかお伺いします。

- 議長（平良嗣男） 教育長。
(米須邦雄教育長 登壇)

- 教育長（米須邦雄） 友寄議員の質問にお答えします。

教育委員会では、令和2年4月1日開園に向けて、今諸準備を進めているところであります。議員質問の1点目の規則や規程の整備についてですが、大宜味村立認定こども園設置条例が令和元年5月に行われました臨時議会において議決されました。今後は、大宜味村立認定こども園設置規則、大宜味村一時預かり保育実施要綱、大宜味村立おおぎみこども園通園バス運営要綱等を整備する予定でございます。また具体的な運営計画についても、認定こども園となるための届出書類に添付が必要であり、今後県へ提出するため整備を進めております。

2点目の職員の職種と人数については、県の定めている職員配置計画の実配置職員数にのっとり、園長が1名、保育教諭が最低17名となっており、現時点では確保されている状況にあります。しかしながら、保育教諭の時差出勤等に対応するため、職員ローテーションを試算したところ、追加で最低6名が必要となっております。

人員の確保の見通しはどうなっているかについてですが、去る10月に保育士を募集したところ、残念ながら応募はありませんでした。現在は、保育教諭の再募集と、看護師、栄養士、調理員及びバス運転手について募集を行っております。保育士につきましては、マスコミ等でも話題になっているように、全国的にも保育士不足が叫ばれている状況であります。そのような中で今後ともさまざまなネットワークを利用して、地道に努力していかなければかなり厳しい状況かと思えます。

4月の開園時には、サービスが滞ることがないように準備を進めていきたいと考えております。以上

です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 開園まで3カ月余になりますが、これから規則、規程等を整備するようですが、滞りなくさまざまな事象に対応するように、シミュレーションもかけてスムーズに開園ができるように、万全の態勢で臨んでほしいと思います。

それから職員の確保の件ですが、特に保育士は県の基準で17名、追加で6名ほど、20名余りを採用するというのですが、これは先ほど教育長からありましたように、県内でも保育士不足、保育士の確保が難しいということが言われております。これはずっと前から、数年前から保育士の確保は難しいと。大宜味村は前もって大学へ行って、大学の先生や、あるいは学生と接触して、コンタクトをとっておかないと大宜味村には来てくれないでしょうと。よっぽど大宜味村と縁がない限り、大宜味村に来て働く保育士は限られております。よほど賃金を大幅にアップして、待遇改善をしないと大宜味村に来てもらえないというのが実態ではないかと思えます。姑息の改革ではなくて、思い切って賃金を大幅に、四、五万円ぐらいはアップする気持ちで取り組まないと開園もおぼつかない。そういう厳しい状況にあるということを指摘しておきます。今後、教育長答弁がありましたように、いろいろネットワークをして、大宜味村の魅力を発信して大宜味村で仕事をしたいと思えるような待遇を示して、ぜひ開園を万全の態勢で迎えてほしいと、そのように要望して私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大宜味村立認定こども園についての質問を終わります。

次に鳥獣被害防止対策について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

鳥獣被害防止対策に関連して、次の3点をお伺いします。

1点目は、農作物に限らず、村内においてカラス、イノシシをはじめとする鳥獣からどのような被害があり、その被害の状況をどの程度把握していますか。

2点目は、現在、村が取り組んでいる鳥獣被害防止対策はどのような事業があり、どのように事業を進めていますか。

3点目は、鳥獣被害防止対策事業の効果をどのように評価していますか。そして課題がありましたら、今後どう取り組んでいく考えですか。以上の3点についてお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

ごみ収集所がカラスに荒らされた被害、集落内にイノシシが出没したなどの情報は聞いたことがあります。正確な数値は把握しておりません。

2番目に、現在の本村の鳥獣被害防止対策の取り組みとして、村より有害鳥獣の保護許可を交付した狩猟者が捕獲したカラス及びイノシシについて、捕獲数に応じたくちばし、あごの提出をもとに買い上げを行っております。また、有害鳥獣捕獲の際の実包についても村費で購入しております。

その他事業として、村鳥獣被害防止対策協議会にて沖縄県の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、主にイノシシ進入防止柵（ワイヤーメッシュ）を導入し、農地周辺に設置することで農地への侵入を防ぐ対策を行っております。また、捕獲罠の導入や狩猟者への日当の支払いも行っております。

カラスに関しては、北部市町村合同での駆除活動を開催し、対応を行っております。

3番目は、捕獲実績について年々増加しており、ワイヤーメッシュ柵で守られている農地もふえていることから効果は出ていると考えております。今後も継続して対策を行う必要があると認識をしております。

今後の課題といたしましては、狩猟者の確保や人材育成を行い、効率的に捕獲できる体制づくりを行う必要があると考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） イノシシの被害についてですけれども、イノシシについては、40年ほど前はずっと山奥の開墾地とかに生息して、滅多に外にはおりて来なかった。ましてや集落内を動き回るといのはなかったんですが、最近というんですか、近年、全国的な傾向ですが、村内の集落でもイノシシが頻繁に出没して、民間の風呂場にも入ってくると。そして庭を歩き回り、集落内で農作業をしている人のそばを通過して、人間に対する警戒心もない、非常になれているという状況が今村内で頻繁に起こって、農家あるいは家庭菜園を営む方たちも大変な被害を受けております。なぜイノシシが集落内に、民家にあらわれるようになったか、いろいろ理由があると思います。

一つには過疎化が進んで、開墾地で農作物を栽培しない。それゆえにイノシシの食べ物がなくなって、里に食べ物を求めてきたということも考えられます。それから産地開発、例えばゴルフ場の開発によってイノシシのすみか、生息区域が奪われ、里のほうにおりてきていると。そしてダム建設によって大幅な伐採等により、イノシシの良好なる生活環境が脅かされて、また生活の場を求めて人里に来て、海岸線まで押し寄せてきたというのが実態だろうと思います。

それからもう一つは、先ほど答弁がありましたイノシシ侵入防止策、これは今村が事業を実施して効果があるというふうにやっておりますが、イノシシの侵入防止策はワイヤーメッシュ、あるいはトタン、ネット等を利用して農家はあらゆる対策をして侵入防止対策をしております。しかし、防止柵を設置した農家はいいんですが、設置していない、設置できない農家にとってはまだ被害がある。一方はいいけれども、一方はまた被害を受けるという、そのような構図になっていて、被害の総額が変わらないのではないかというふうに私は思っております。ですから、イノシシの被害を減らすには、やはり個体数を減らす、そのほうが一番有効な方法だと思っております。現在、イノシシは1頭、イノシシあご買い上げ補助金2,600円ですよね。カラスが1羽1,000円、カラス3羽で3,000円、イノシシ1頭で2,600円、比較すると、どう見てもイノシシの捕獲というよりも、カラスのほうに狩猟者のほうは目が向いてしまうのではないかというふうに思います。ですから、イノシシは2,600円ではなく、最低でも1万円ぐらいに引き上げて、狩猟者の狩猟意欲をかき立てて、イノシシの捕獲頭数を確実に増やしてほしい、そういう思いがしておりますので、村当局におかれましても、現状のままではなくて、確実にイノシシの個体数を減らすような方向でしてほしいと思うんですが、どうですか。お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 友寄議員の質問にお答えいたします。

買い上げ価格を上げる提案ですが、今後、近隣の市町村を参考に関係機関と調整しながら検討したいと考えております。

現在、村のほうで単費で2,600円つけさせてもらっているんですが、ほかの事業メニューで1頭当たり7,000円というのがあります。そういった部分を検討しながら考えていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) 近隣市町村を参考にするというのですが、このイノシシ、カラスは大宜味村が特に被害を受けています。ですから、大宜味村が率先してやってほしい。特にカラスは空を飛びますので村外からも飛んできます。本部半島からも来ると聞いております。朝早く群れをなして集団で大宜味村にやってきて、大宜味村で餌をあさって、夕方になるとそろって帰るという、そういうふう聞いております。

そして罠の設置ですが、これも有効な手段だと思いますが、特にカラスは、罠にかかるのはその年に生まれた、いわゆる学習してない幼鳥がかかると聞いておりますし、2年、3年の学習したカラスは罠にはかからないということもあります。イノシシについても同じだと思いますので、ぜひあらゆる補助金、方策を駆使して侵入防止の柵の設置もいいですけども、やっぱり個体数を減らす、これが一番大事だろうと思います。

特にカラスは、銃で撃っても、深い谷間だとか丘だと回収はできません。ですから狩猟者は回収しやすい場所、撃ち落としてすぐとりやすい場所、そういう場所のカラスを狙いますので、根本的にカラスの数はそんなに減らないと思います。ですから、何らかの回収、狩猟者に負担がないように撃ち落としたり回収しなくてもいいような方向でやれば、狩猟者もどんどんカラスを撃ち落とすことができるだろうと思います。狩猟者は聞くところによりますと、鉄砲で撃ち落として、翌日に回収に行くとか、あるいは大きな木にかかるととれませんので、再度、弾で撃って落として、そういうふうに苦労してやっているみたいですので、必ずくちばしを持ってこなくても、誰か保証人をつけて、あの人は何羽撃ち落とした、何羽撃ち落とすというふうな、確認する人がいればカラスの捕獲数も飛躍的にふえるだろうと。予算もその分大分ふえると思いますが、それだけしないと村内の農家というのは守られないと思いますので、そこら辺を十分検討して鋭意被害防止策に取り組んでいただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 以上で鳥獣被害防止対策についての質問を終わります。

次に村民新春の集いについて。4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) 村長にお伺いします。

例年1月上旬に改善センターにおいて開催されています、村民新春の集いは、一般村民の参加は少なく、逆に村外からの業者関係者と思われる人々が特に目につき違和感を覚えております。そこで次の3点についてお伺いします。

1点目は、村民新春の集いの目的は何ですか。

2点目は、区長、村議、村職員以外の村民の参加者は何名ほどか。また参加者全体における村内、村外のそれぞれの割合はどうなっていますか。

3点目は、大勢の村民が気軽に参加し、目的にかなった新春の集いをさらに推進するため、開催方法の検討を要すると思うが、村長の認識をお伺いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

1点目の目的につきましては、新春の集いの開催要項にもありますが、多くの村民が一堂に集い、この1年間健康で明るく過ごせることを願うとともに、融和と親睦を図り、新しい年を祝うことを目的としております。

2点目の参加者の割合につきましては、今年の、平成31年1月7日に開催された、村民新春の集いでは230名の参加を確認しております。割合については十分把握しておりませんが、しかし、村出身者や関係者は多数参加していると思っております。

3点目の開催方法の検討につきましては、村民新春の集いにおける周知方法ですが、広報誌、防災無線、区長を通しての集落常会での周知、各種団体、大宜味一心会への案内文の発送などについて周知を図っており、また祝い場であることから飲酒をされる村民、また交通弱者の方の御都合なども考慮し、マイクロバスによる送迎も実施しておりますが、参加者の多くは村内外の事業関係者が多くを占めていることも事実であります。

今後も村民が気軽に参加できるよう努めてまいります。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 新春の集いの目的は本当に素晴らしい。そのような集いであってほしいのですが、やはり実態は村外の方が多いということで、非常に違和感を覚えております。村当局におかれましても、あらゆる方策を駆使して村民の集まりであってほしいということでやっているようですが、なかなか私から見て一般村民の参加は少ない。なぜか、やはりこれでは参加しづらいことあるかと思えます。ちょっと近隣の村の例ですが、村外者はお断りしているということも聞いておりますので、村内の人が気軽に参加できるように、村民が互いに新春を寿ぎ、村民目線の集いになるよう要望して質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で友寄景善議員の質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に大兼久公民館・共同店への出入り口に通じる村道へのカーブミラー設置について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 質問します。

大兼久公民館・共同店への出入り口に通じる村道へのカーブミラー設置について伺います。

大兼久公民館・共同店に行く出入り口に通じる道路は村道であり、そこは十字路になっていて、大兼久の中心地で自動車も歩行者も利用する生活路になっています。公民館、共同店から村道に出るとき、左右の民家の塀に遮られて見通しがききません。以前はカーブミラーがあり安全確保ができていたのですが、平成30年9月の台風でカーブミラーが破損しなくなりました。大兼久区当局は何度もカーブミラーの設置を役場にお願ひし、議員懇談会の中でも訴えられておりましたが、いまだに設置されておられません。今後、カーブミラーを設置する計画があるのかどうか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

大山議員御指摘のミラーについては設置の予定を立てており、受注者との調整待ちとなっております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） この写真を見てわかるように、本当にここ大兼久共同店から出る道が塀になっています。また向こうから来るのも塀になっていて、本当にゆっくりゆっくりと通して、顔をずっと出さないと見通しが悪いということで、カーブミラーがあったらそういうことはないと思います。今

の答弁では調整中ということで、すごくいい答弁を聞きました。18年度の予算でできそうですというのは前に聞きました。大兼久共同店は大宜味校区では唯一の共同店であり、地域の方々の出入りも多く、交差点ではいつも不安を感じているという声があります。またこの道路は役場、農協などを利用する方が自動車によく利用されています。高齢者の方が多い地域でありますので、公民館や売店に行き来するとき、交通事故に遭わないよう地域住民が安全に過ごせるよう、一日も早いカーブミラーの設置を要望します。でも、今、検討、調整中ということでよい答弁をもらいました。早目に設置することを要望して、質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大兼久公民館・共同店への出入り口に通じる村道へのカーブミラー設置についての質問を終わります。

次に改善センターの野外トイレ・室内トイレの修繕について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 改善センターの野外トイレ・室内トイレの修繕について。

7、8年前から野外トイレが故障しています。十六日のお墓参りやていぐま展、オクラレルカの時期には、我が村に大勢の方がお見えになります。そのときに心配なのがトイレです。村内外の方は改善センターに駐車して田んぼに行きます。大変困っているのがトイレだという声が聞こえます。村として野外トイレを直す計画はあるのか、また室内トイレも故障しています、2階ですけれども、男女のトイレが1カ所ずつ故障しています。使用禁止の紙が張られっぱなしでみっともないです。早目に修繕する計画があるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

改善センターは、農村総合整備モデル事業により昭和56年に建設され36年が経過しております。これまで多種多様な形で利用されてきており、年間の管理費は1,000万円前後となっております。

議員御指摘の野外のトイレにつきましては、近年野外ステージ等を使用する頻度が低く、改修にしまして後回しになっております。

室内のトイレにつきましては、2階の男子トイレ2基のうち1基が女子用トイレ3基のうち1基が故障しております。浄化槽の保守管理を行っている業者に確認させたところ、配管全体の大がかりな改修が必要な状況であります。

当施設につきましては、外壁の剥離、空調機器の修繕等優先度の高い修繕箇所もありますので、当初予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 我が喜如嘉では、十六日がすごく大きな行事で、トイレが使用しない、もちろん共同店、公民館の案内をするんですけれども、社協トイレをあけてもらって使っております。そのために、やはり野外トイレは必要で、結の浜の遊園地のトイレや塩屋橋の下のトイレは整備されていて、利用者にとっても喜ばれております。私も使ったことがあるんですけれども、気持ちがいいです。改善センター内も気持ちよく使われて人から喜ばれ…、使われて喜ばれるようにと言ってはおかしいんですけれども、できたらいいと思います。室内は、やっぱり村長がさっきおっしゃったように2階の1カ所と、男子1カ所、女子1カ所がずっと故障というのも、また行事があるときにはちょっとみっともないです。いつもは使わないんですけれども、それも早目の改善をよろしく願います。以上で質問を終

わかります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で改善センターの野外トイレ・室内トイレの修繕についての質問を終わります。

次にコミュニティーバスについて。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） コミュニティーバスについて伺います。

去年の12月の定例議会でも質問しましたが、再度質問します。若いころ大宜味村に夢を抱き、広い土地を求め農業をやってきました。高齢者になり、免許を返上して交通にとっても困っている方がいます。58号まで出られず引き上げる決意をした家族が二、三軒あります。12月の答弁では社協委託の外出支援もありますが、気兼ねなく使えるコミュニティーバスが必要だと思います。長年働いて、年老いて出ていくということは長寿の村、長寿の里のキーワードとしているイメージが悪くなります。いつまでも村内で暮らしていけるような手だてが必要だと思います。ワゴン車で週1回、できれば2回ですけれども、運用ができれば助かります。再度の検討を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

コミュニティーバスは、既存の路線バスによるサービスが行き届かない地域において、地域の実情に応じた交通システムとして運行されるものであり、費用面でも課題であるとお答えしました。

今年度から県の交通政策課と北部12市町村で、本当北部地域の公共交通の充実に向けた検討会を行っております。今後、北部広域市町村圏事務組合にて行ったパーソントリップ調査などを資料に1市3村での検討会を行っていく予定でありますので、コミュニティーバスについても検討していきたいと考えております。

なお、パーソントリップ調査は、「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるものです。そこから鉄道や自動車、徒歩といったような、各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができるという調査でございます。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 高齢者になると、免許証を返上すると本当に困るということで、また年寄りが持ったら、今大変だという家族の声も多いということですが、今、都会の横浜などでも免許証を返上したら敬老バスを出してほしいとか、無料にしてほしいという話が今出始めています。我が大宜味村も本当に実際に高齢になり、目的地への移動ができなく、都市へ移り住む方が、今、そういう声も出ています。また出ていった人もいます。大宜味村のキーワードとしている長寿の里が壊れることがないように、また早目に、今も検討中ということですが、早目の検討、実施をできたらよろしくお願ひします。

以上をもちまして、質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大山美佐子議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に人材育成基金について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 人材育成基金について。

金から旅費を支出するのは妥当なのか。

あと3点目に、この基金を通じて子供たちにどういう影響をもたらすかという、やっぱり百聞は一見にしかずという言葉がありますが、そのためにもこの基金を活用して、講演会を開いたらどうかということをお願いしたいと思います。たまたま、今、日本を代表するパラリンピックの代表に決まっております瀬立モニカさんが塩屋湾で合宿を行っております。その人の講演会をもったらどうかと思っております。

あともう1点は、4番目です。この育成基金の目的は子供たちに、有為な人材をつくるためでありますので、そこを幅広く持つためにも、この助成金交付要綱の第3条の第3号の見直しをしてはどうかと私は思っています。この第3条の第3号は、余りにも人材育成基金条例にそぐわない項目だと思いますので、この3号は、国及び他の地方公共団体又は任意団体等から助成金と同様の助成を受けていないもの、もしくは団体であるということであるんですが、じゃあなぜ、この人材育成基金条例を設置したか、大宜味村の子供たちの育成のために、お互い積み立ててせっかく財産形成基金から持ってきて、育てていきましょうというふうにつくった基金であるし、そこをこういうふうに縛りつけたら何の意味もないんじゃないかと思っております。そこで、これを検討して、国及び他の地方公共団体又は任意団体等からの助成金を、助成を受けているものに対しては幾ら幾らを、何というか、激励費にあげるとか、こういうふうにまったく、ほかの助成金をやっているの、全く関係ないと蹴るんじゃないかと、やっぱりそのために積み立てたお金だから、その辺はどうか助成金でもやってもらいたい。その辺の会計をよろしくをお願いしたいと思います。

あと1点は、今、大宜味村で活躍している子供たちは多々おります。最近も大宜味小中学校のそばを通ると横断幕が張られて、中学1年生が沖縄県で優勝したと、水泳でですね。そういったうれしいニュースもいっぱいあります。いろんな面でも、最近高校のテニスでも大宜味中出身の方々が活躍しているし、いろんな話題もたくさんあります、子供たちの。そこでお願いしたいのは、この1年間のこの子供たちを年間表彰してはどうかと。この場所を、先ほど最初で新春の集いの質問があったのですが、私の考えは、この新春の集いの場所で、前年度の1年間の子供たちの表彰をしたらどうか。した場合は、子供たちですから親2人来る、おじい、おばあも来る、きょうだいも来るというふうに、人も集まるんじゃないかというふうに思っております。以上、この点について村の考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 大城議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の適正、公平につきましては、村長のほうからもございましたが、運用交付要綱、また審査委員会等のものについて公平、公正に行っているものだと考えております。

2点目の村長等の件でございますが、要綱の2条にもございますが、必ずしも子供たちに限らず、青年会であったり婦人会であったり、子供たちのためだけの人材育成の要綱となっておりますので、そこら辺、御理解願いたいと思います。村長などが対象になるかという話でございますが、やはりここで判断するのではなく、申請が実際に上がってきた時点で、審査委員会に村長のほうは諮問を図り、答申を得て決定していくということでございますので、審査委員会の判断になるものだと考えております。

3点目の瀬立モニカさんの講演会につきましては、やはり個人なのか、団体なのか、大城議員がどこを想定されているかわかりませんが、そこら辺の申請が上がってきた時点で村長のほうに申請を出していただいて、また審査委員会で諮問し、判断していくものだと考えております。

3条3号の激励費、助成金を出したらどうかということではありますが、やはり人材育成基金の目的に関しては、経費の支弁ということで、やはり申請者の持ち出し部分を助成していこうというのがおおもとなになっていくと思いますので、やはり人材育成基金とは別に予算を組むなり、ほかの方法になると思います。この3条3号をなくしてしまうよりは、別表にあります負担割合の2分の1を見直す必要があるんじゃないかということであれば、検討もしていかないといけないと思いますが、経費の支弁もない方に対して、こちらから何らかの激励費というのはなかなか厳しいのかなと思っております。

最後の年間表彰につきましても、3番と一緒に、もし、申請が上がってきたら審査委員会で諮りますが、役場なり、教育委員会なりの事業としてやっていくのは可能だと思いますが、人材育成の助成金の中では厳しいものではないかと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今の答弁を聞くと、3番、5番に関して、申請が上がってきたらということを行っているんですが、これは村自体からお願いしたらどうですか。上がってきたらじゃなくて。年間表彰についても、ああ、大宜味村の子どもたち頑張っているなということで、村で企画してやったらどうかと思っております。

3番の講演会も、こういう目の前に障がいを持って、こうして頑張ってパラリンピックに出られるという人を目の前にして、そういった刺激を子供たちに与えてもらえれば、大変これからの子供たちのいろいろな面に対する成長が芽生えてくると思いますので、その瀬立さんの生い立ちも、皆さんももう御存じと思うんですが、高校1年のときに体育の授業で突飛にけがをして、胸から下が動かなくなるような、半身不随になって、本当だったら自分の将来に希望も持てなく挫折してしまうような、あれではあるんですが、しかし、それにめげず、この地域の、東京の江東区のカヌー協会から誘われて、じゃあこれで頑張ってみようということでリオパラリンピックには、初めて日本から、パラリンピックの代表選手として出たわけですが、来年の東京パラリンピックも2期連続で、出場も確定しております。そういった方を目の当たりにして、本当にこれは千載一遇のチャンスじゃないかと思うんです、人材育成基金に対する講演会というのは、ぜひ実施できるようにしてもらいたいと思います。

あと2番目の村長以下副村長たちがこの基金からということですが、そこは子供たちだけじゃないというのは、これはもう重々知っております。知っているんですが、私が言いたいのは、村長、副村長、教育長及び課長、役場職員がこの基金から旅費に使って、行っていいのかということなんです。例えば、この村長、副村長、教育長、課長などが大宜味村が大変活躍して、そのためにこの旅費の、目的のための、目的は何かということとはわかります。これは別なことで、何か表彰されて、これに関するものであれば、審査委員会で諮ってもいいと思いますが、普通の研修旅費とか、これは全くアウトだと思います、これは。何のための人材育成基金条例を設置したのか、だからそこはきちんと、この旅費に関するものについては研修旅費は全くアウト。そこはきちんとやってもらいたい。職員が大宜味村のために頑張っていて、ぜひ行かなければならないとなったら、これはこれからも出す可能性もあるわけです。その辺は、ちょっと考えてやってもらいたいと思います。

今後、この人材育成基金に関しては、やはりもう少し、あまり縛りつけるような要綱じゃなくて、本当に大宜味村の人材、平成19年の3月に設置したときも、有為な人望をいっぱい広めるためにこれを設置するというので、この平成19年の定例会でも議決されているわけですから、その辺は重々考えてやってもらいたいと思います。やはりこれは、公正、公平ということもあるんですが、条例を見ると、

条例によってこの交付要綱を設ける。またこの交付要綱でもって第13条ですか、それによって審査委員会を設けるといふに順序はなっていると思いますので、ぜひこういった適正なる審査をして交付するようにお願いしたいと思いますが、ちなみにもっとたくさんあるんですが、時間の都合上、終わりたいんですが、今後、ぜひ5番の年間表彰と3番の講演会は、本当に実施してもらいたいと思いますので、その意気込みを村長からお願いして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ただいまの質問にお答えしていきたいと思います。

まず表彰の件については、人材育成基金、それを活用するということはわかります。ただ、これを表彰する団体があって、その表彰式等をやりたいんだが、その費用をお願いするということであれば、この検討委員会でも、検討していけるのではないかと考えております。例えばPTA連合会であるとか青少協、あるいは学校あたりから、そういう表彰をしたい、あるいは教育委員会とか、年間を通して頑張っている皆さんを表彰したい。そういうことの費用弁償をどうにかできないかという、申請があればやっていきますというのは検討できると思うんですが、こっちが主催してやるということではないだろうと考えております。

モニカさんの講演会についても、彼女もぜひ大宜味村のために講演会はやりたいということはずっと言っています。こちらのほうからもお願いしています。ただ、やはり講演する団体、そのあたりもさっき言ったようにPTA連合会であるとか、あるいは学校、そのあたりがぜひすばらしい人がこちらに、そばにいるんだから、講演会を持ちたい。そういうことで申請があればこちらは検討していきますということしか、今言えないと思います。こちらが主催してやるのではなく、そういう申請が上がったら検討はしていきますという、そういう趣旨の総務課長からの答弁だったと考えております。今の2点について、回答していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いをいたします。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） どうもありがとうございました。大変重要なところを忘れてですね。これは私が議員になって最初に質問したのが、平成19年3月定例会で、健全育成と人材育成基金についてですが、そのとき、今副村長から答弁あったんですが、このときに副村長のいい答弁がありますので、そのとき教育総務課長でしたので、例えばオリンピック選手やプロ野球選手を呼んで講演をしたらどうかということをおっしゃっています。まさしく今、目の前にパラリンピック選手がいるので、そのあたりはぜひ実現できるようにお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時57分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に村営団地（宮城団地）明け渡しについて。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） それでは村営団地明け渡しについて質問いたします。

大宜味村営住宅に住んでいると見られるある入居者は、この場所で長い期間生活している様子がありません。入居者は、大宜味村外で日常生活を営んでいるとの情報がありました。団地の一室が空き家の状態となり、当該区として非常に困っています。

大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき質問いたします。

1つ、第5条入居者の資格、3号の現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。5号の市町村税及び公共料金滞納していないこと。に対して、入居者は住宅に困窮しているのか、料金等の滞納はないのか。

2つ目、第21条入居者の費用負担義務、2号の汚物及び塵芥の処理に要する費用、3号の共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用等の滞納はないのか。

3つ目、第24条入居者が村営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、村長の定めるところにより届け出をしなければならないとありますが、届け出は書面上あるのか。以上、村長お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

第5条の入居資格に関する第1号から第5号に関する規定に関しましては、入居申込等申請時には確認しておりますが、入居後は確認しておりません。

第21条の第2号及び第3号の徴収につきましては、各団地、管理人へ委託しております。管理人から長期滞納に関しましては報告を受けておりません。

第24条の件に関しましては、平成30年度から届け出された実績はございません。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 当該入居者は、現時点で中南部のほうに住んでいると私は伺っております。住宅に対しては困窮していないことだと思っております。私はこの当該入居者は、この住宅に入居する条件には該当しないことだと思っております。

住宅の明け渡し請求第41条第1項第4号の正当な事由によらないで、15日以上村営住宅を使用しないときとあります。当該入居者にこれまで住宅の明け渡し請求を実際行ったことがあるのか、どれだけの期間空き家の状態なのか、担当課長でもよろしいですし、村長でもよろしいです。ひとつよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

議員御指摘の41条の明け渡し請求のものについて、該当するものだと考えてはおりますが、以前に平成27年度からその問題が話し合いをされてきている現状は引き継いでおります。当該者とも何度か話し合いを重ねてきている状況であります。個々の事情等もあり、あける期間が多いという話し合いもされている記録も残っておりますが、やはりこう長年、このような状態が続いておりますので、明け渡し請求に関して村としても話し合いでもし解決できない場合には、ある程度、強い姿勢をもって対応していくところも必要なのかと考えております。全くアプローチしていないわけではなく、定期的に役場の

ほうに来てもらって話し合いはしておりますが、なかなか解決まで至っていないのが現状でございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 話し合いでといっても、いつやったのか。平成27年から続いていると、じゃあ丸4年はつながっていますよね。その中で、この条例の中では15日以上という、日数がうたわれているんです。それで今まで、明け渡し請求も一度も行わなかったというのは実際どういうことなのか、それとも、そのまま今、表に出さなければそのまま知らんぷりして何年でもその状況を置いておくのか。その状態で私たち大宜味村の村営住宅はそれでよろしいのでしょうか。今言っている当該区だけの問題ではないかと思えます。ほかの該当区にもある可能性があります。そういう問題に対して、これからどうやって対応していくのか。しっかりと明け渡し請求を出すとはっきり言ってほしいんです。もしなければいつまでたってもできません。だから私、ちょっと過去の話をしませんが、沖縄ブルーオーシャンズ、向こうは相当覚悟して、すぐに追い出したと思います。そういうことはできて、なぜそれはできないのか。どうでしょうか村長、明け渡し請求を出す気はありますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今、すぐに明け渡し請求をこの場ですということは、すぐは申し上げられませんが、不適正な入居の確認は、これまでもとられていると思いますので、弁護士と相談して、議員御指摘のように契約解除に向けて行動してまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、私が言っているのは、正当な事由によらないで15日以上、村営住宅をしないうときと、しっかりと書かれているんです、条例には。なぜそこに弁護士が出るんですか。弁護士が必要なんですか、そういうものに対して。じゃあ、ブルーオーシャンズの場合は弁護士を立てましたか、追い出すときに。それ以降の話でしょうか。どうでしょうか、私はもうはっきり言って明け渡し請求、今すぐにも出してほしいです。また、記録があったと言いましたけれども、その記録を提出できますか。以上です。

（「休憩でいいですか」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） はい。休憩します。

（午前11時18分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午前11時19分）

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、資料につきましては後ほど提出したいと思います。

弁護士との話につきましては、本人が居住をしていないというのを認めていないところから、今の答弁になっているところから、居住の確認というのが実際に、こちらで調べているのがそのまま通るのかどうかというのを弁護士のほうとしても、はっきり、十分、これだけの資料では居住の確認ができない面もあるから、そこはやはり司法の場でしかはっきりしない点があるということの回答を得ておりますので、やはり企業のものとは変わって、居住というのは難しいところもありますので、そこら辺、

慎重にはありますが、早目に対応してまいりたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほど安里議員から質問のあった件については、今、弁護士という話が先に来てしまったんですけれども、正直言います、条例にしっかりと抵触するわけですから、やはり一旦は、前に進むためには退去命令は村長としては出さざるを得ないのではないかと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で村営団地（宮城団地）明け渡しについての質問を終わります。

次にシルバー人材センターについて。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） それではシルバー人材センターについて質問いたします。

宮城功光村長の公約に、これまで必死で応援し、汗をかき信用してきた大宜味村民が、大多数の方々が期待していますが、公約は村民との約束です。村長の公約である行動する行政の政策の一つにシルバー人材センターの設立を公約として掲げていますが、シルバー人材センターの設立について動きがあるのか。あるのであれば、進捗状況をお聞かせいただきたい。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

シルバー人材センターの設立につきましては、就任当初から必要性を感じているところでありますが、やはり財政的な面がネックとなっております。高齢者の健康で生きがいのある生活の実現のためにはシルバー人材センターの設立もしくはそれに変わる事業が必要と考えております。現時点での進捗としましては、シルバー人材センターだけにこだわらず、変わりとなる事業ができないかも含め検討しているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 村長、答弁ありがとうございます。

また新しい事業で何とかできないかという話でしたけれども、私たち大宜味村老人クラブ連合会は、平成5年4月23日に長寿の村日本一を高々と宣言し、長寿の里を内外に強くアピールしてきた。だが生活環境が急変するとともに、健康と長寿が危惧されています。長寿日本一を取り戻すべき対策と行動が必要です。その一つとして、私の考えですが、社会福祉協議会と連携し、シルバー人材の豊富な経験と知識、技能を生かした生きがいある就労環境の整備を考えてみてよいかと思いますが、そのことは、また私たち大宜味村生き生きシルバープランの6期と7期にも同じようなことがうたわれています。そのことを村長がもっともっと考えてみて、新しいやり方をとっていただければと思っています。どうでしょうか、村長、最後に一言。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。本当に、今、シルバー人材センターの設立は私も早くしたいという思いは持っているんですけれども、なかなかその受け入れが、受け入れの組織をつくることができなくて今の状況に来ているわけです。しかし、村としては、今高齢者の雇用ということで草刈りとか、そういういろんな面で対応していることとか、あるいはまたできるだけ老人クラブや、そういう皆さんができるようなもの。あるいは婦人の皆さんの、高齢者の皆さんを活用できるようなところで、村の業務を委託するという方法をできるだけとってきているわけでありまして。そういうことで、今後は、やはり一心福祉会や村の社会福祉協議会とも連携をして、ぜひこの事業がまとめてできるよう

な方法をしっかりと、次年度とっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に今後の定住促進対策は。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今後の定住促進対策は、についてお聞きします。

ことしも結の浜に民間アパートがつけられたことは、人口減少をとめるためにも物理的にも効果的なことだったと思います。しかし、緩やかではあるが、まだ人口減少傾向が続いており、昨年と比べても人口が減少している現状であります。村として、いろいろと取り組んでいると思いますが、空き地、空き家対策を含め、今後どのような取り組みを行うのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

昨今、空き家が空き地が変わっていったもの、民間事業者の民泊事業に活用されているものなどが増えてきております。民泊事業での活用につきましては、交流での活用となっておりますので、直接の人口増加への効果は見込めないものです。やはり住んでもらうことを想定した施策を検討しなければならないと思っておりますし、ぜひとも各集落に地域分散型で取り組むことができないか、考えているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 去年の12月議会でもお話したんですけれども、空き家の活用がなかなか難しいという話だったんですけれども、現在の空き家活用推進事業ではあまり効果がないという感じでした。もし、できればですけれども、近隣村が活用している過疎地域集落再編整備事業などを活用してはどうでしょうか。また可能な集落で村有地や字有地、空き地などを活用し、定住促進分譲地をつくるなど、積極的に各集落の人口増に取り組んでいただきたい。そして大宜味村人口ビジョンの中に人口の安定化のためには次の世代を担う二十代、三十代の人口増の回復が不可欠で、そのためには若い世代の希望が叶うような雇用、就労環境の創出や子育て環境の充実など、安心して働き、子育てできる環境づくりに取り組む必要があるとありますが、現在、村が企業誘致、また企業支援賃貸工場での村民の雇用をどの程度予想していたのか。現在の雇用状況はどうなっているのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

まず、過疎対策の支援事業などいろいろありますが、そちらのほうも検討させていただいております。ただし、事業活用としては、直接のものは行っていない実情があります。それが空き家、空き地の活用としては、先ほど村長からの答弁もありましたように、空き家が本当に古くなって、そのまま朽ちていくという状況の中で、取り除いて、空き地になっている土地が多々見えるようになってきました。そういったところを村のほうでも、今把握をされていての状況で、調査は入れているわけではありませんが、それぞれにそういう話が出てきますので、把握している部分とかで、各集落にそういったものが出てきています。私たち、今、企業誘致のところ結の浜のほうに集約されている状況が出てきていますので、そこに一極集中にならないように、ぜひ各集落にある空き地のほうでそういった対策、定住促進

に向けた対策をとれないかということで検討して、何らかの事業を起こせないかということをお考えしているところでございます。

あと、また雇用のほうで希望が叶う雇用というものがあると思いますが、賃金の面であったり、そのあたりについては新しく企業誘致したところにも、できれば賃金の、高い賃金をお願いしたいというところではありますが、やはりそれは企業のほうで検討していくものでありますので、要望にしか過ぎませんが、今後とも最低賃金を守りつつ、いい雇用が生まれるようにということで要望は続けていきたいと思っております。

それから今、私たちが企業誘致をした中で、どれだけの雇用が生まれているかというところでお話をさせていただきますが、私が今、現在、把握している分なので正確な数字が述べられるか、ちょっと恐縮ですが、企業支援賃貸工場のほうでは、沖縄村上農園さんが現在16名雇用されていると思っております。村民が7名雇用されているという状況です。沖縄セルラーさんが入っていますが、現在、1棟のほうで8名、6名が村民の雇用となっています。また最近ではビジターセンターが完成しておりますが、運営が始まってきておりますので、そこでは、現在では15名が雇用されていて、8名が村民だということで、あとはまた1月から4月にかけては6名の雇用を予定していて、そのうちの半分ぐらい村民の雇用を予定しているというところがあります。

あと観光協会もでき上がっていて、3名の事務局は全て村民ですね、集落支援も配置しておりますので、その4名がまた村民で雇用しているという状況になっています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 私が予想していた以上に、賃貸工場の雇用人数が少ないなと感じました。大宜味村総合戦略の中に、企業誘致の推進というのがあって、村内の就業の場を確保するために雇用効果の高い企業を誘致というのがあります。賃貸工場の設置及び管理に関する条例にも村内からの雇用を積極的に展開することができるものとあるので、この辺も選定委員会の方にはしっかりとチェックしていただきたいと思っております。もし、先ほども課長からありましたけれども、可能であれば雇用条件も村のほうで基準を決めるなど、今後企業誘致を行う際は、ぜひ若い世代の希望が叶うような雇用、就労環境の創出に取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、移住、U・Iターンを希望する方を対象に、特に子育て世代を対象に定住促進対策として、例えば奨励金等を支給するなど、大宜味村で子育てしたい、大宜味村に戻ってきたいと思うような取り組みができないかということをお伺い、質問を終わりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 質問にお答えいたします。

雇用条件を村でつくってはいかがかということでありましたので、次の、もしあるときにはそういったものも提示しながらできないかということも検討していきたいと思っております。また子育てしやすい環境とか、働きやすい環境とかということで、支援策がいろいろ全国でも話は聞いておりますし、勉強もさせていただきました。ただし、例えばこの支援策については、何年働いたら幾らの助成をしますよとか、給料の一部の何かを支援しますという状況を聞いています。それがまた何年間かの支援というところがあったりしますが、それで起こってくるのは何年たったら出ていきますというような現状も聞いていますので、そこは慎重に検討して、するかしないかというのは別なんですけど、今、検討はしているところでございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城良治議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に教育行政について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 教育行政について。

①大宜味村の特別支援員、学習支援員の定数と現状について伺います。特別支援員、学習支援員の待遇はどうなっていますか。北部他市町村の現状を伺います。

②教育費負担の軽減について伺います。6月、9月定例会で就学支援、奨励する給付型奨学金の制度について、検討しますとの返事はいただいております。現在の状況はいかがですか。他市町村の現状はどうなっていますか。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず1点目の特別支援員、学習支援員の定数と待遇面についてお答えします。現在、小学校において特別支援員は2人、学習支援員は3人、中学校においては特別支援員1人、学習支援員2人の配置となっております。現在は、希望定数を満たしている状況であります。また待遇面につきましては、特別支援員と学習支援員は月額16万円で、交通費、期末手当等はありませんが、次年度からは会計任用制度への移行に伴い、交通費や期末手当の支給ができる予定となっております。他の市町村についてですが、国頭村、東村について調査しましたところ、両村とも各小学校、中学校の特別支援員、学習支援員両方の配置ができているところはありませんでした。

2点目の給付型奨学金についてお答えします。去る6月と9月定例会で議員から質問のありました給付型の奨学金につきましては、財源の確保が必要との答弁をさせてもらいましたが、総務課で取り扱っている人材育成基金のような、基金の果実で運営していくようなものを新たに創設するとなれば、現在の金利から考えますと莫大な基金を創設しないと運用できないのではないかと考えます。いずれにしましても、村長部局との調整が必要になります。そのようなことから、教育委員会としましては、現段階で給付型については難しいと判断をしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 教育長より、今年度の議題の中にも入っております任用職員の給与の問題とかを話されていましたが、今後、こういう任用職員の身分とか、そういうものはどういう形になるのでしょうか。同じような任用職員との違いとか、身分とか、そういう責任とか、公務員としてのそういう関係というのはいないですか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） お答えいたします。

身分等は、従来どおり変わらないということでの解釈でいいと思います。ただ、会計任用制度となりますと、職員と同等並みの給与体系をしてくださいということがありますので、うちの場合はパートタイムの任用になりますので、今までよりは待遇面に関しては、先ほど教育長からありましたように交通費とか期末手当等に関しては支給できるものとなっております。身分に関しては、そのまま従来どおりのもとなっております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で教育行政についての質問を終わります。

次に経済・観光関連について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 経済・観光関連について。

①平南ター滝駐車場の入客数と運営状況はどうなっているのか伺います。平南ター滝周辺の整備計画はあるか伺います。

②大宜味村観光協会の現状はいかがですか。今後、どのように展開していきますか。村長に伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の入客数につきまして、4月から11月末までに2万9,000人余りの利用者で、駐車台数は約9,500台となっております。ター滝周辺の整備計画については、現段階においてはありません。2つ目の観光協会の現状でございます。設立からこれまでの間、役場2階に仮事務所として作業を進めておりましたが、先日、ビジターセンターが完成しましたので、事務所をビジターセンターのB棟にある事務室に移動して運営に向けて、準備を進めているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ター滝の駐車場の運営関係ですが、今の駐車場代で職員というか、賃金というのは賄われているということよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

ター滝駐車場の管理運営の費用ですね、賃金等も含めてですが、この費用について、まず委託業務を発注しております。これは当初予算で委託業務を発注してやっているんですが、その中に賃金費用が含まれているということになります。当初予算で360万円を見込んで、運営費に充ててもらっているんですが、その中には賃金以外にも維持費であったり、電気料とか、プレハブを借りてレンタル料とか、そういったものは入っております。その駐車場、シャワーの使用料がありまして、それが使用料として入ってきますが、それが増えるからといってそれに充てていくことではありませんので、それが増えて。今回、11月までには450万円ほどが入っていて、今回、補正予算で歳入を増額させていただいたものとなります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 観光協会について伺います。

観光協会の人材的な配置というか、定数にもう満ちているのでしょうか。会長、事務局長とか、そういうことで職員の体制のほうはいかがになっていますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

観光協会の、当初事務局体制を3名で予定されておりました。今現在、まず1人は観光協会が任意団体の前に推薦がされて、1人事務局が配置されて、公募をかけた結果2人、応募自体は2人以上はあったと思いますが、2人採用されて3名がきちんと雇用されているものです。また大宜味村のほうで集落支援員を配置して、観光の推進集落支援員とエコツーリズムの集落支援員という形で、集落支援員を配置して事務局に派遣をしているということで、7名体制で取り組んでいるところです。

○ 議長（平良嗣男） 以上で経済・観光関連についての質問を終わります。

次に産業の活性化について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 産業の活性化について。

大宜味村の未来像の重点施策の中に、公有財産の活用による産業の活性化があります。耐用年数の残る施設の転用について、民間活用により産業の活性化から村民の所得向上と安定した雇用による安定人口増を目指すとあります。喜如嘉保育所、塩屋保育所の跡地はどのように利用されますか。また、大宜味中学校跡地のビジターセンター後方の土地の利用はどのような構想がありますか。村長に伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

喜如嘉保育所、塩屋保育所の跡地としての活用でございますが、現段階では決定しておりません。重点施策内部検討委員会において、跡地活用についての議題を取り上げ、検討を進めているところでございます。

また、ビジターセンター後方の土地利用につきましても、現段階での構想はございません。ただし、ビジターセンターの運営がなされ、指定管理者や観光協会との連携を図り、また来訪者等からのニーズを踏まえ、計画検討していくことを予定しております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 喜如嘉保育所、塩屋保育所、耐用年数の件も気になりますが、その跡地の利用について村民からの要望というか、問い合わせ等は担当課のほうにありますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

直接のどういうふうにしたいというのはありませんが、どういうふうになりますかということだけは問い合わせがあったりしますということです。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城 貢議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前 11時46分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に長寿の秘訣の健康づくりと地域活性化に繋がる「健康の村」づくりの必要性について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 長寿の秘訣の健康づくりと地域活性化に繋がる「健康の村」づくりの必要性についてを質問いたします。

福島県西会津町は、「短命の町」と呼ばれていた町は、1993年に「健康の町」を宣言し、産業・教育・環境等全ての分野で「健康」をキーワードとしたトータルケアのまちづくりを開始。「百歳への挑

戦」を基本理念に掲げ、食生活の改善から着手したミネラル栽培の取り組みによって基幹産業である町農業の振興を担っている。その結果、国民健康保険税の軽減も実現。健康増進に貢献した町のミネラル野菜栽培は、農業活性化や保健・医療・福祉が連携したトータルケアの取り組みの成功事例で、学校給食にも繋がっている。町は「健康の町」を宣言し、トータルケアの町づくりを開始する前年の1992年に町長をはじめ、関係者が大宜味村へ食文化等、長寿に関する調査のため訪問し、本村の長寿、健康の秘訣の参考になっていることを鑑み、「百歳への挑戦」を基本理念に掲げ、食生活の改善から着手した事業は、健康づくりと地域活性化の模範となっている。

かつて「長寿村」と呼ばれた大宜味村の近年における平均寿命も短命となり、国民健康保険における1人当たりの医療費は県内で2番目に高くなっており、生活習慣病が原因ともいわれている。村制施行111周年記念式典を実施したこの機会に、先人が残してくれた長寿の秘訣の健康づくりと地域活性化につながる健康の村を宣言し、国民健康保険税の軽減や、産業・教育・環境等全ての分野で「健康」をキーワードとしたトータルケアの村づくりが必要と考えられるが、村を挙げて「健康の村」づくりを取り組んでいく考えや計画があるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

健康の村づくりについては、議員御指摘のとおり、村民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことが重要であります。そのため、家庭や地域、職場等、社会全体で健康づくりを推進し、健康長寿が実現できるよう、長寿復活に向けた行動計画として、現在「健康おおぎみ21」の策定を行っているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、村長から健康づくりについて策定中と話されております。これまでに老人会などが長寿の里宣言とか、いろいろ催し物がありました。ところが実態として、村長が先ほど言われた村民一人一人が主体的に実行することが大切であるということはもちろんであります。それをサポートする施設、健康保健センターとか福祉センターとか、そういう健康づくりを媒介する拠点づくりが欠如していると思います。その遅れが、こんにちの結果になっていると思います。

先ほど村長が言われた健康づくりについての計画を策定中と言っておりますが、いつ頃どのように実施していくか。先ほど施設の件もほかの議員から以前の議会でも質問があったんですけども、そこら辺の具体的な話をお聞きしたいと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 吉浜議員の質問にお答えいたします。

先ほど保健センターだとか福祉センターのお話がありました。以前の議会のほうでもお話をさせていただいておりますが、この保健センター、福祉センターについては、以前からどうにかやっていけないかというお話がありまして、役場としましても補助事業の活用が何かできないかということで、北部振興事業、または県のほうに要請に行って、何か事業がないかということをお願いしてまいりました。しかし、現在のところ、補助メニューで活用できそうな部分がなくて、単費でやるのかという話もあるんですが、なるべく財政的に負担のかからない形でできないかということで、今検討しているところであります。

それからこの保健センター、福祉センターとかというハード的なものだけではなくて、やっぱり住民福祉課、うちのほうで考えているものはソフト的な面で、ほかに健康づくりに関することができないかということで、今回、12月補正で、一般会計補正予算でも計上させていただいておりますが、今、壮年期の方を対象に保健セミナーというのを今回、健康と福祉まつりの中でやっていきたいと思っております。これというのは壮年期、働き盛り世代の方々が、健康的なところで、今後心配があるというところで、そういった方々をどういった形で今後健康長寿で過ごせるようにしていくにはどうしたほうがいいのかというところで、壮年期の方々の意識を高めるということも含めて、今回新たな試みとして行う予定であります。また次年度についても、できるかどうかわからないところがあるんですが、これに関連した事業を新たにやっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 大まかな話は聞けたんですが、具体的にどういう風な時期にできるのか、ハード事業は今補助金のメニューがないと、それを単費であるかという問題を聞かせてもらったんですが、これまでにチャンスがあったけれども実施していない面もあるんじゃないかと。それからソフト事業については、やっぱりこのハード事業とソフト事業がうまく具合にかみ合わなければ、円滑に事業は実施しにくいような場合がかなり出てきております。今、そういうスタッフが一生懸命やっているにもかかわらず、準備したり、この体系的なものが私は今欠如しているんじゃないかと。それも含めて、やっぱり先ほど12月議会にも出して、健康セミナーを予定していると。連動してこの体系的にどうやっていくということをぜひ出していただきたいと思っております。またこのハード事業については、今の状態はわかります。しかし、いつごろ新規事業が出てきたときにどういうふうにやっていくか。その辺の間のものの展開もやっぱり出してほしいと思っております。単発的になっているんじゃないかということで、例えば隣の国頭村の例をとると、保健センターと村の診療所があるものですから、村の医療で保健センターに指導がある場合は、すぐ隣に連携してやって、保健センターから医療にあるときについては、連携して、そういうものがスムーズに行われているという関係を聞いております。その辺の話も、やっぱり方向性として、次に出していただきたいと思っております。その辺は、私たち一人一人暮らすものがなかなかかみ合っていないという現実を感じておりますので、その辺の方向性の件は答弁いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 吉浜議員、どうも御意見のほうありがとうございます。

ハードとソフト事業の連携というのは確かに重要だと感じております。ただし、やっぱりハードができないからといってソフトも一緒にやらないということもできないので、まずはできる部分からやりながら、ハードもいずれ連携できるような形で考えていきたいと思っております。この保健センターと診療所の同一敷地での設置というお話も、いい部分とメリット、デメリットというものもありますので、やっぱり福祉センターの機能としては、老人会だとか社協だとか関わってくるものもありますので、そちらの機能を重要視した場合は役場庁舎の近くにあったほうがいいんじゃないかというような考えもあります。どちらの方向がいいのかということも含めて、今後、検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） どうもありがとうございます。

今、連携したメリット、デメリットの話もありました。それを整理して進めていただきたいと思います。この健康づくりが地域経済、農業等に反映するように、そしてまた学校給食でもなかなか地産地消の食材が得られないというような状況にありまして、それで今ある活性化センターはもとより、ビジターセンターも計画されておりますので、ぜひ連携してできるように取り組んでいただきたいと思います。その辺の回答もよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 地産地消の件については、今回、健康おおぎみ21の中でも食育のほうの推進計画というものも一緒にあわせてつくる予定であります。その中で、教育委員会なり、また企画観光課なりも連携しながら、村の食材を使えるような形で進めていけたらと思います。ありがとうございます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で長寿の秘訣の健康づくりと地域活性化に繋がる「健康の村」づくりの必要性についての質問を終わります。

次に行政運営について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 行政運営について質問させていただきます。

本村は、1908年に施行された島嶼町村制により、大宜味間切から大宜味村へと変わってから111周年を迎え、村の発展に多大な尽力、貢献をした方の表彰を記念式典で、村の今昔の紹介などが祝賀会で執り行われ、村の遍歴と未来への展望を考える場になったと思う。また、議会は村民から要望のある村民の意思を村政に的確に反映することなどが期待できる議会基本条例の視察研修を実施するなど、歴史的なこの時期に次の行政運営のあり方について伺う。

1、大宜味村村制111周年記念式典祝賀会の受賞者招待者には、受賞や参加について不明瞭な点があるが、どのような方法で選考し、会場受付の対応はどのようにしたか。

2、新庁舎建設について、村長は新庁舎建設検討委員会に策定の諮問をして、答申を受けている。諮問のあった新庁舎の建設位置選定及び新庁舎建設の基本構想に関する事項について慎重に会議を重ね検討した。その結果、建設位置の選定については、村民アンケートの結果を踏まえ、現役場庁舎周辺Aエリア、結の浜周辺をBとして検討したが、一つの候補地に決定することに至らなかった。また、基本構想については、当委員会の提出する「村新庁舎建設基本構想」をもって答申とする。なお、結論にいたるまでの過程において、現在の村役場庁舎も踏まえ、建設的かつ具体的な数々の意見、提案があったので、今後の建設位置を決定するに当たり、過去の歴史的に鑑み、庁舎の利用及び活用について、村民が主体になるべきということを基本に考え、今後の建設計画を推進することなどの事項も十分留意するよう検討している。

しかし、諮問のあった新庁舎建設位置選定及び村新庁舎建設基本構想に関する事項等を検討した結果、建設位置の選定については、今後の建設位置を決定するに当たり、過去の歴史的に鑑み、庁舎の利用及び活用について村民が主体になるべきということを基本に考え、今後の建設計画を推進することなどの事項にも十分留意するよう要望しているが、村は重点施策内部検討委員会で検討した結果、現庁舎建設位置を基本とし、周辺整備を含めた事業を実施すると建設位置を選定している。

また、答申にある現役場周辺の事業化に向けての課題として、駐車場の狭隘さが指摘されている。敷地の配置や周辺の利活用を検討し、必要台数以上を目指す必要がある。背後の斜面地は、土砂災害警戒区域に指定されていることから、土砂災害防止対策など安全確保対策が必要である。工事期間の役場機

能保持のため、現庁舎を利用しながら新庁舎を建設する場合には、現役場庁舎背後の駐車場用地は新庁舎の建設（2階建ての場合）十分な広さがない。背後地に敷地を広げる場合は、民有地部分に係わる場合は用地取得費がかかる。また、測量調査、土質調査に基づく造成工、土砂災害防止対策などにおいて費用が必要となる。

さらに、別用地に仮設庁舎を建設する際の建設費や移転費、既存施設を利用する場合でも必要な設備や移転費等が必要になるなど、建設場所の決定の参考とする必要があるとしている。なぜ、答申にあるように災害対策、建設作業の効率化、経費削減等の科学的な見地と建設位置の選定については、今後の建設位置を決定するに当たり、過去の歴史的に鑑み、庁舎の利用及び活用について村民が主体になるべきということを基本に考え、今後の建設計画を推進することなどの事項にも十分留意するよう要望を無視し、村は現役場に新庁舎建設位置を決定している。なぜ、答申を無視して決定したか。

3、埋立地結の浜の土地利用の見直し計画があるが、村第5次総合計画によると、本村は平地部が少ないため、公共施設等の用地が不足している。また、集落や公共施設が分散し、中核形成ができなく公有水面を埋め立てて造成地を創設した。今後も土地利用計画に従って、それぞれの用地の整備を推進していくとある。本村の各分野における現況と課題を明らかにし、その解決のための諸施策を科学的に検討、分析し、体系的に明らかにし諸計画との整合性のとれた村民が主体になるべき事業をどのように推進していくのか。お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

受賞者につきましては、令和元年8月14日に、大宜味村表彰条例に基づく委員において選考を行い、表彰者を決定いたしました。招待者につきましては、これまでの式典での資料を参考に130名を招待いたしました。会場受付の対応については、招待客を確認し、適切な対応を心がけております。

新庁舎建設基本構想の場所の選定については、有識者等で構成された大宜味村新庁舎建設検討委員会の答申を受け、利便性、防災性、経済性、実効性や村民アンケートの結果、過去の歴史、第5次総合計画をはじめとした諸計画、大宜味村の将来像、南北の地域振興の均衡など、さまざまな視点で意見を交わしました。その結果、庁議に諮り、その結果を受けて場所の選定を行っております。

結の浜の土地利用につきましては、土地利用計画に従い検討しながらも、やはり計画時から長い年月が経過し、社会の動向及び情勢を受けて見直しを図りながら、また諸施策の連動、連携も意識しながら取り組んでいるところです。

村民が主体になるべき姿としては、さまざまな分野があると思います。行政においては、各課職員一同、それぞれの分野に主にしつつ、村の理念である「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、村民が主体となり、活躍できる施策に全力で取り組んでまいります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） まず1番目の式典の関係に質問したいと思います。

村長は、選考委員会で選考して、受賞者の選考をしたと。なぜ選ばれていないかということで、実際は依頼があったけれども、断った人もいるということで了解しております。それから招待者、130名を招待して受付もきちんとしたということをおっしゃっていただきましたけれども、実は会場の中でも疑問に思っていたのが、島尻安伊子さんが参加しているので、なぜなのかと。またほかの国会議員あたりにも聞いた

んですけども、招待はなかった。島尻安伊子さんに招待をしたのか。なぜチェックしたのに、参加しているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから2番目に、検討委員会がアンケートをとって答申で、調査の利用活用について村民が主体になるべきという注文もつけているのに、役場で内部決定したということになっておりますが、今議会でも、議会基本条例の先進地視察へ行ったり、そしてまた自治体基本条例など、住民の参加型も目指しているこの時期に、あえて場所設定だけを決めてやっているということでもショックを受けております。その辺は住民の参加型を否定しているのかなというふうに思っています。この関係をもう一度、きちんと整理して答弁していただきたいと思えます。

3番目の総合利用については、今回庁舎建設のときに、なぜ現役場の位置なのかという話もありました。土地利用計画では、埋立地結の浜で行政施設の集約と計画されているのにと話。それでそこに全てが集中すると旧大宜味校区、旧喜如嘉校区が疲弊すると。それから歴史的ないきさつもあると。そしてその土地利用計画については埋め立て申請のための申請だったんじゃないかというような、とても考えられないような話がこの土地利用計画の、私たちが一番基本となるべき基本構想、総合計画の問題が、こんな形で執行部や議会にとらえていることは、村民に対して大変申しわけないと思っています。そのことをやっぱり襟を正してどうしなければならないかと。いろいろ村長が言っている、もう長年たっているから計画変更のことも、私は理解はしています。ただし、その盛り込んだ機能について一つ一つ点検しながら計画の見直しはすべきじゃないかと思えますが、その件も答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 吉浜議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の国会議員のお話でございましたが、先ほど村長が答弁した130名の中にその方は混ざっておりません。しかしながら、招待した方のみを参加させるという意味合いではございませんので、中には表彰者の家族であったり、招待されていない方が見えられても全て受付しておりましたので、招待者ではないということをお確認いただきたいと、答弁としたいと思います。

2番目の庁舎のものにつきましては、利用、活用について村民が主体となるべきということでありますので、必ずしも位置のみという話でもなく、また庁舎建設検討委員会には議会のほうからも2名の皆さんを委員として選出していただき、ほか各種団体であったり有識者であったり、村民の代表として参加していただいたものだと考えております。その中で、答申を受けましたが、その委員会で決定できなかったものでありますから、村長のほうでまた重点施策内部検討委員会のほうに諮問し、その中で総合的に判断し、その答申を踏まえて村長のほうで決定していただいたという経緯も御理解いただきたいと思えます。

また、利用計画につきましても、答弁でありましたように、時代に即して見直していく部分も必要でありますし、また全体的なものも、その時代時代に合ったものでやっていくべきだと思います。必ずしも庁舎のものだけではなく、全体的に今後の村にとって、どのような形で利用していったほうがいいのかというのは今後とも検討していくべき課題だと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番について、島尻安伊子さんは招待していないけれども、受付において受賞者の家族とかが来ているので、それは否定はしていないというような内容ですけども、その関係者が受付でずっと待っている人とか、一旦、村民が入ってきて、「ああ、おかしい」と、やっぱりみんな案

内されている人が来ているということで帰った方もいます。中には行きたいけれども、案内がないから来ていないという人もいます。それで私は、安伊子さんの秘書、そういうふうなことがあるのであれば、公平にやるべきだと思っているんです。私も去る金曜日でしたか、ミニデイのクリスマスパーティーみたいなものがあって、ボランティアが足りないからといって送迎をしたんですけれども、会場に入ったらとスタッフから言われたけれども、案内がないから遠慮しよう。その辺は参加する人のモラルだと思います。こういう案内がある式典で、割と国会議員にも立候補したある方が、そういう場所で案内もなくしゃあしゃあと秘書を連れてきて、ちょうど国会では桜を見る会の問題が出ております。この時期に、本当にそれがいいのかと会場に陰口をたたいて、「あんたたち、なんでこんなことさせるねー」とありました。その辺は、家族が受賞するのはわかります。午前中に一般質問で、新春の集いの参加の意義、それも指摘されているわけですから、この辺は地域を代表する国会議員にもなろうとしている人がこんなモラルのないことを、また当局も認めたということは問題があります。その辺は慎重に取りはからってもらいたいと思います。この件は、今後、新春の集いと同じようにきちんと対応してもらうように、また答弁も求めたいと思います。

それから2番目に話した、いろいろ問題があって慎重に検討したけれども、その検討委員会の中に議会の代表もいると。議会の代表だけではなくて住民にはこのアンケートもとって、住民参加型ということで、住民の声が反映できるだろうという、住民の期待があるけれども、総合的に村長が判断したというのは、私から言えば恣意的だと。なんでアンケートもとって、みんなの声を聞いて、やろうという姿勢がないか。その辺は本当にこの住民を無視した形になっていると思います。また、ほかのところではそういう検討委員会については、議会はチェックする機能だから、議員をやらないのが当たり前じゃないかという声もあります。議会を代表しているから云々で話をしているけれども、この議会を代表した人が、検討委員会が出しているものがあるんだけど、肝心なところは伏せているというふうな形で説明して、私は基本構想をとりましたけれども、この概要版には私たちに提供されて、要求した人には基本構想のこれを出してもらったんですけれども、もらっていない議員もいます。そうしたら住民にはこれしかわからないんですけれども、この中身に言った、どういうふうに決定したかというのは、その基本理念及び基本方針に従って、庁舎の機能及び規模の件をどういうふうに検討して、決定したのか、その辺が見えてこないんですよ。だから決める前に、あれだけ答申にもあるように、その結果、結果じゃなくて、それを大切にして検討してほしいというようなことでしたので、その辺の、どういうふうに総合的な判断でごまかされたら困ると思いますけれども、この辺の機能及び規模の問題についてどういうふうに検討されたのか答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず、1番目の件につきましては、先ほども答弁いたしました。来られる方でこちらで招待されていないから、断っているというのは多分1件もございません。御家族だから、御家族以外にも広報紙を見て来られている方もいらっしゃると思いますので、そこで来られた方を拒否して帰しているという事実はないものだと考えておりますので、議員の御想像で、帰られている方がいたというこの発言はこちらのほうとしては把握しておりません。

2点目に関しましては、活用につきましては、今後実施設計等で考えていくべきところだと思いますので、ごっちゃにならないように、これから基本設計、実施設計の中で十分検討できる範囲内だと思っております。場所決定につきましては、先ほどから申し上げており、検討委員会で決定できな

かったところを、内部検討委員会のほうで決定したというのが経緯でございますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員、新年の集いに何回参加していますか。毎回見えていますか。いや、これは反問権ではないですからちょっと…。これまで毎年国会議員や県議、あるいはほかの市町村の議員もこの新春の集いに参加しております。案内はしておりません。しかし、なぜ今回こうして1人だけのことをそういうふうにして指摘をするのか、非常に疑問に私は思っております。これまで職務の中で、大宜味村も相当いろんな形で要請をして、お世話になっているやっぱり元議員であるものですから、断るといのは大変失礼なことではないかと私は思っています。

それと、庁舎建設に、場所選定については、もうこれまでの経過を踏まえて、しっかりと我々は内部検討委員会、あるいは庁議でも決定して、住民説明会をしたときに、吉浜議員がいろいろと言っておりますけれども、防災、津波、いろいろなことを言っておりました。その中で本当に結の浜でいいのかということも、やっぱり非常に疑問に思ったわけです。現在の場所も疑問に思っている。そういうふうなことは、やはり我々が慎重を期して決定したものでありますし、また時期的にこれから議員の同意を得るための対応としても非常に厳しい状況であるということを経験して、私自身もしまして、現在の場所しか、やはり建設場所としては適当ではないかというふうなことで決定をしているわけでありまして、以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 庁舎建設について、建設検討委員会で決定していないということではなくて、2つに絞って、1つに絞ることができなかったということで、結の浜と現在の周辺、そのあたりには決定しております。その中で、やはり先ほどから答弁しているとおり、総合的に考えて現在地のほうがいいだろうということで決定しております。埋め立ての、できた時間的に非常にたっているということもあるし、そのときには4小学校が各地域にありました。それが今、結の浜に全て移って、そのあたりも大きな要因になっているかと思ひます。さっきの答弁にあったとおり、南北両方の近郊ある活性化ですね、そのあたりも含めて、総合的に決定してきたということで、決して吉浜議員が言うように住民の声を無視したということではありません。その中でもいろいろな意見、住民からいろいろな意見がありました。自由回答の中でも結の浜を押す声、あるいは現在地を押す声、そういうものが多くありました。統計的にも1回目は現在地、2回目に結の浜という、それで拮抗しているということもあってなかなか選定委員会の中でも1つに絞ることはできなかったんですが、2つに絞って、その中から庁内の検討委員会も含めて検討してもらいたいという答申であると考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって発言を許しますが、本当に簡潔にお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番について、いろいろ功績があつて断ることにもいかないと。これまでの新春の集いなどもそうだったという話がありました。また私の想像でという話をしたけれども、ちょうど上がってきて、私のところに来て、みんな案内を受けてから来ているんですよと説明をしたら帰った人もいます。それは事実です。私の想像ではないですので、それは訂正してください。

それで先ほどの1番についての問題ですけれども、新春の集いとかあれだけ午前中も言われた問題があるんですけども、これはこの会合については案内があつて、村民の集いについては要綱とかそうい

うふうな形で村民に呼びかけているわけだから、村全体の人が、案内があろうがなかろうが来られると。これは、この式典は案内をしているわけだから、当然モラルの問題として、案内を受けた人が参加すべきだと私は思っています。その辺の件をもう一度お願いします。

それから2番については、この答申に、用地に庁舎を建設する際には、建設費や移転、既存の施設を利用する場合でも必要な設備や移転等が必要になるなど、建設場所の決定の参考とする必要があるとしている。これは答申でうたっているわけです。だからもうちょっと突っ込んだものを、それを村民にぜひ訴えて、話を集約して私は決定すべきだったと思うんです。今、説明を聞くと、総合的な判断、そして議会の賛成の動向の予測など含めて…。

○ 議長（平良嗣男） 覚議員、簡潔にお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） それを言って、話をしているものですから、それが住民の参加型、一方的にちょっと投げかけて、都合の悪いのはこっちで総合的に判断したという認識しか受けられません。その辺の件をもう一度答弁をお願いします。

そして見直しについては、先ほど諸条件の変わってきた問題があるので、その辺は並行して、先ほどの庁舎建設とか、ほかの問題とか、みんな整合性を図りながら進めたいと思います。その辺をもう一度答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 1番目、また繰り返すようでありますけれども、常識とか非常識とか、そういう問題はあるかもしれませんが、しっかりとその政治家の皆さんというのは、やっぱりそういう大宜味村のために何か役立ちたいという気持ちで参加してくるわけですから、決して拒否することはできないんじゃないかなというふうに、私は大いに歓迎したいと思っております。先ほど議員がおっしゃった、途中で「招待ある人だけだよ」という言い方を覚さんがやっているのであれば、相当この人にわびをしないといけないんじゃないかと思えます。その辺をちょっと注意したほうがいいのかなと思います。

庁舎建設については、先ほども副村長が言ったように2カ所のエリアを選定して、最終的に私のほうで現在の場所ということは、総合的にということは仮設の問題もあるし、そういうものも含めた、ある程度の、建設するまでの間の仮設はどうするかという、この辺まで考えてこの場所にしましょうということ。それとさっきも言ったように、覚議員もおわかりのように、議会で果たして移転という形での同意がとれるかという、非常に厳しい状況にあるんじゃないかという思いもあって、やはり大宜味校区、そしてまた旧庁舎の、そういうこれからの管理も含めてやっていく必要があるので、やっぱりそういうアンケート調査では、前回は大宜味、あるいは2回目は結の浜とあったんですけども、その辺については、全体的に、総合的なことを考えた場合には、やはりこの場所が最適ではないかということで決定しているわけでありますので、どうぞ御理解していただきたいと思えます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 案内の件ですが、今回の記念事業のときも村民が参加して…、案内ないなら参加してもらいたいということで広報にも載せております。場所もそういう席をつくってあけておりました。そして新春の集いも案内をしております。業者会の皆さんとか、同じようにしております。一心会の役員の皆さんとかですね、同じようにやっています。それも案内がないから参加できないのか、そういうことではないと思えます。新春の集いの話もしてはいるんですが、やはり村民だけということに

限定してしまうと非常に困るようなこともあります。そこに大宜味村に事業所を設けている企業もあるし、あるいはふるさと納税であるとか、いろんな広告とかそういうものに協力してもらっている事業者もあります。そういう人たちを閉め出すというの、やはりこちらからわざわざ参加してくださいということではなくて、そういう思いがあって参加していると思います。今回の村民の中にも、式典にぜひ参加したいという人もいます。そういう中で、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で行政運営についての質問を終わります。

次に社会基盤の整備と維持管理等の責務と対応について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 社会基盤の整備と維持管理等の責務と対応について質問いたします。

村は、第5次総合計画で「安全・安心な豊かで住みよい村づくり」の将来像・基本目標にしている。しかし、災害や無秩序な開発、ドリフト暴走の爆音、維持管理等の問題から発生する社会基盤の機能劣化が、生活や経済活動に支障をきたしている。また、国道における進行車線変更可能な改修の計画情報があるが次のとおり伺う。

1、津波山で林地開発による草地造成工事が展開されている。開発行為境界周辺で土砂崩落があり、道路崩落のおそれや下流河川に土砂流出があり、農業用水利組合の取水施設が埋まり農業経営に支障を来している。工事現場の土砂崩落までの経過と原因は何か。また、周辺利害関係者に対するこれまでに工事の周知をどのように行ったのか。さらに、復旧の指導はどうなっているのか。

2番目に、村農村環境改善センターの野外トイレの故障により、長期に渡り人々に不自由をきたしている。これまでに、喜如嘉区からの修繕の要望に対し、予算がないから修繕ができないとの説明がある。しかし、前年度決算によると改善センターの修繕費が約30万円も不用額として出しているが、修繕の予定はいつになるのか。

3番目に、国道58号根路銘所在地周辺は、集落延長に村活性化センターや民間のサービス業施設が道路沿いに隣接している。海浜との往来する利用者もあり、これからブルーツーリズムを振興推進するエリアに、進行車線変更可能なコース車線改修工事計画の情報がある。計画が実施されると住民はじめ、利用者がより危険にさらされ営業にも支障をきたすと思うが、どのように対応をするのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1番目の農道の崩落に関しては、8月上旬の大雨で法面が崩れかけており、9月下旬の台風の影響で法面が崩落しております。草地造成工事が主な原因であるとは断定できず、もともと崩れやすい地形で大雨などの影響で崩れたと思われます。工事の周知に関して、事業主体は民間事業者なので、工事の周知は民間事業者が行うものです。復旧の指導に関して、大雨などの影響により農道の法面が崩壊したと考えられるため指導は行っておりません。赤土等流出や、林地開発については沖縄県が指導をしております。

2番目に、先ほど大山美佐子議員にもお答えいたしましたが、当施設につきましては、外壁の剥離、空調機器の修繕等、優先度の高い修繕箇所もありますので、当初予算編成の中で検討をしてみたいと考えております。

3番目の国道58号根路銘地区のゆずり車線について村としての対応ですが、これまで村としての要請

等を行ったことはなく、今回の一般質問で議員からの御指摘について国道事務所に御意見として報告させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 答弁ありがとうございます。

1番目については、事業主体が民間業者だと、そして林地開発と赤土については県が指導すべきだと。それから9月の台風で崩れやすいところが崩れたというふうな形になっているんですけども、この事業は林地開発許可申請については、村も進達していると思います。そういうことで、私は周辺の利害関係者から若干情報を、あんた議員だから対応してくれということで、航空写真と、ちょっと写真でとっている設計書があるんですけども、ほとんど事業実施するときに地域住民の説明会もなかったそうです。私も現場へ行きました。そしてこれは航空写真で撮っているものを見せてもらったんですけども、この法面の土羽打ちの設計書にはあるんですけども、ほとんどがストレートにやっておられます。それで設計と同じような状況になっていないです。この設計書では法面の土羽打ちが3段、4段になっているけれども、ストレートになっています。なぜ崩れやすい状況にあるからということでやっているけれども、村も進達している責任もあるし、地域住民に説明もなく、これほどの広大な林地開発申請をもともと崩れやすいとか、台風があったとか、工法についてこれだけ問題があるということで被害をこうむった人たちから提言しております。だから県について監督責任、村も道義的責任があると思います。そして一般草地造成なら、農業開発公社をお願いして、取得施工もやって、基本的にやるというふうなことになると思うんですが、その辺はおかしいということで、私は2人から言われて、じゃあこれは私たちは進達して、村の水利組合とかそういうところが被害を受けているから、その辺も私はチェックしますと。県議にもちゃんと言ってくださいということで話をしております。それが工法でないと、ただ台風の災害とか、気候の災害ということではないと思います。その関係者はぶんぶん怒って、私にきちんとやるようにということで資料提供しております。その件について、村長が言ったものと違うんですけども、施工図面と実際現場、工事をしているものちゃんと確認されているのか。確認して、違っているようでしたら、進達した責任もあるわけだから、県にきちんと監督するように提言してください。

それと2番目に、先ほど美佐子議員にもおっしゃった優先順位の話がありました。それから観光でこれだけ振興していこうという形をとっているんですが、大宜味村改善センターのトイレはそんなに使われていないんじゃないかということになっているんですけども、基本構想で観光も推進していくというような形でやっております。オクラレルカのところとか墓参りとか、特に殺到しています、現在。ところが最近、浜を利用して遊ぶ人たちが少なくなっています。この件は、村長が言われたように少なくなっているんじゃないかと。この件については、浜で国頭のエコスポゾーンの海岸のほうが、木もあって、そこが利用しやすいようになってほとんどあそこに移ったと思われまして。そういう意味でも、ぜひ今、使われているわけだから、この喜如嘉の代議員会あたりでは、平南とか塩屋とか結の浜のトイレはきちんとされているのに、なぜ喜如嘉のある改善センターがそれだけ長い間放置されているかと。私たち議員もちゃんと言わないといけないんじゃないかと叱咤激励されております。そのことも、本当に踏み出して、利用する人が使いやすいような形であれば、国頭のエコスポゾンみたいに、浜と行き来してできるんじゃないかと思っています。

そして3番目の根路銘周辺、ほかにもあるというふうな形できのう聞いたんですけども、まず、根

路銘のある場所については、活性化センターが何かあるときは、足りないときは、国道沿いの路側帯を利用して車をとめている。そしてウンガミや部落の行事があるときなども使われています。エコツーリズム、ブルーツーリズムするときも使われています。そのことがガジナの前田食堂の前の駐車場が有効に利用されて、非常に活気が出ております。今、浜は展開しても駐車場が足りない。そういう場所で、また夕日の観光スポットとしても写真を撮ったりしているのをよく見ます。そこにそういうゆずり車線ができるようなことがあればむしろ危険が増すという声が、根路銘の人やこの活性化センターに勤めている人からも、おかしいんじゃないかという声が聞こえます。そういう意味でも、村は要望していないと。こういう声があるから、まず今の段階で測量しているという情報もきのうで聞いていますが、止めて、きちんと村としての姿勢も考えながら、これから観光を振興していこうと。またブルーツーリズムにも転向していこうという矢先にそういうふうな展開を阻むような計画は断念すべきだと思います。村はどういうふうに思うのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 農道の件については、私もすぐに、ちょっと崩れかけているからということ現場を見に行きました。工事とのかかわりは余りないような感じがしております。今、法面の話をしているんですけども、図面は見ていないんですけども、その辺については道路とはかけ離れた場所での事業といえますか、そういうところ。確かに伐採したからというふうな、原因なのかという、そうでもないとは私は思っております。それで下のほうに池があるんですけども、その池も業者としては埋めて、できるだけ法面が崩壊しないように埋めて対応しますということで、誠意を持って業者は対応して、説明もしているようです。それから橋の下の取水口ですけども、これは工事が始まってからは、ずっと取水はやっていないわけです。水が足りないときに取水をしているんですけども、その辺についても、やはり全く草地から土が流れていないという状況ではないので、それについても事業者は水源のさらいを確実にやるんだということも、水を活用している皆さんにも報告しているところであります。

それからトイレについてですけども、ちょっと吉浜議員、トイレの設置のいきさつというのを理解していないのかなと思うんですけども、実は塩屋とかは公衆トイレとして整備しているんです、結の浜も。それで管理を委託して掃除させたりしているんですね。この改善センターにある野外ステージのほうは、野外用の行事のときに使うということで、公衆トイレとしての位置づけはされていないんです。多分そうだと私は思っているんですけども、その辺についてはちょっと誤解しているんじゃないかなと思います。それにしても、やっぱり整備を進めていかないといけないという、修繕していかなければいけないと思っておりますので、その辺については、さっきもあったように新年度の予算等で計上してできるかどうか、その辺を検討していきたいと思っております。

それから国道の幅寄せ、ゆずり車線を建設するということについても、これは国道事務所が、ぜひ北部やんばるはこれから交通利用が多くなっていくものですから、どうしても渋滞しないためにも、ゆっくり走る人はゆっくり左車線から走ってもらおうということでの、国道用地の中での改修工事でありませぬ。民間地を使うということでもありません。また、今幅寄せになっているところは駐車場としての指定もしていないんです。国道は国道事務所の用地であって、ただ用地があるから今車をとめたりしているだけであって、そこに駐車場をつくるとかどうのというのは、やはり地域の皆さんから、根路銘区のほうから要請があれば村としてもその辺の対応を国に、国道事務所に要請することは可能ですけれども、

その辺も、今、覚さんの話、きょうの質問を全部聞いてみますと、1人、2人の要望を全部、みんなで要望しているんだというような感じで受け取れるものですから、その辺をしっかりと我々行政が本当に理解できるような形でやってもらったら、しっかりとした答弁もできるかと思しますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番については、認識の食い違いがかなりあるようですので、先ほど村長が言ったように、図面も見えていないということですので、監督責任というか、許可した県に対してきちんとやっているか、その辺を確認するように、ぜひやってもらいたいと思います。

2番目のトイレについては、野外トイレだと、結の浜とか塩屋にある公衆トイレとは違うと。そもそも喜如嘉から要望があったのは、海浜を利用する旅行客が個人の家にトイレを貸してくれとしょっちゅう来るものだから、公衆トイレをつくってくれと、改善センターのほうが海から近いから、それがいいんじゃないかと。単なる祭りの野外ステージのトイレではありません。前から要望があったんだけど、そのときにあわせてつくってもらっております。そういう意味合いで地域の人たちは公衆トイレの認識をしていますので、ぜひ予算編成のときには優先的にしていただきたい。今でも、日曜日には改善センターが閉まるものですから使えないと、困っているということを聞いておりますので、その辺をもう一度検証して、新年度予算か補正予算に反映して実施していただきたいと思います。

それから根路銘については、村長が、私1人か2人の意見を聞いて、全体の意見だという話もありましたけれども、その件については、やっぱり根路銘の人たちときちんと話をして、要請があれば駐車場のこともできるんじゃないかという、真摯的な発言もあったので、ぜひこういうことを検討して、住民の意見を反映してやっていただきたいと思います。それで、その件も確認して、さらに国道と住民との調整をしながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひして、また答弁もいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 大宜味村根路銘地区のゆずり車線の件ですが、国道事務所に電話をして状況を確認したところ、根路銘区のほうには説明に行きましたと、私は国道事務所のほうから回答をいただいております。その中で、この事業については次年度、完成予定が令和2年5月になっておりますので、根路銘区の方々との話し合いということになると、早目にやっていただきたいと思っております。もう1カ所、饒波の前も予定されております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員がおっしゃった3点については、ぜひ前向きに検討して、できるだけ実現できるように進めていきたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に水源地域振興交付金について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） それでは水源地域振興交付金についてお伺ひします。

去る11月26日に北部三村議会議員、事務局職員研修会において、宮城重徳氏を講師に迎え、水源地域振興交付金の創設について勉強会をした中において、三村又は北部ダム所在市町村は厳しい財政運営の

中から地域の先人たちが守ってきた美しいやんばるの自然と貴重な水を守るために、水源涵養林の造殖、保全、維持管理を行うなどの負担を続けながら、都市地区へ無償の水を永続的に供給する宿命を負わされており、水源地域の住民と県民と等しくダム之恩恵を恒久的に享受されるべきものと思料されます。

県外の例を見ますと、愛知中部地域の住民が使う水のうち約90%は、木曾川から享受しております。その上流域（長野県木曾地域）である水源地の自然環境をそろえることは下流域の愛知中部地域の住民が水環境を守ることに繋がるとの思いから、愛知水道事業団は、平成12年8月に長野県の木曾広域連合との間で「交流の絆」を締結し、木曾川の上流域と下流域の交流と水源地の保全を進めることを誓った。その後、平成12年12月に「水道水源環境保全基金」を創設し、平成13年6月から、住民に水道使用量1立方メートルにつき1円を負担していただくことで、基金の積み立てを開始した。愛知中部水道事業団は平成15年2月に木曾広域連合との間で木曾川「水源の森」森林整備協定を締結し、木曾川の水源の確保における森林整備を促進し、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能を高め、水質源の確保に努めることで、健全な水環境社会の構築を図ることを目的としたこの協定によって造林事業を主体とした「水源の森」を守る活動を進めている。以上のことを踏まえ、本村を含むダム所在自治体は、中南部に水を供給しているところであり、水源地における森林整備を促進し、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能を高め、水資源の確保に努めていることへの理解を深めていくためにも、ダム所在地自治体が連携し、活動組織を立ち上げて、都市部の那覇市や浦添市など県内自治体での「森のフォーラム」を開催するなど、啓蒙・啓発活動の実施や県内自治体への協力要請行動を展開し、水資源地域振興交付金の創設の実現、自主財源確保の実現に取り組むべきである。村長の所見を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

水源地域の環境整備や保全を図り、河川地域の維持管理を図るための財源確保を目的に、北部ダム所在市町村で構成する連絡協議会が立ち上げられ、法定外目的税の創設に向け協議を重ねてきた経緯がございますが、現状としましては活動が滞っている状況でございます。議員御指摘のとおり、水源涵養及び国土保全等を行っていくためには、財源の確保が必要だと考えております。しかしながら、水資源地域振興交付金の創設には、受益者及び受益者市町村の理解が必要不可欠なことから、今後ダム所在市町村と連携し、水源地域の環境保全の重要性を広く周知していくことや、交付の創設に向けて関係機関へ要請をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 村長ありがとうございます。

村長がおっしゃるとおり、沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会規約が平成18年4月1日から施行され、その目的として、沖縄本島北部地域のダム所在市町村間（国頭村、大宜味村、東村、名護市、宜野座村、金武町）の情報交換を維持するとともに、財源確保を図ることにより、多目的ダム所在市町村振興に寄与することを目的で規約ができていますが、現在、機能していない状況であると聞きました。

過去の新聞、新報、タイムスの資料を見ると、いろいろな課税等について検討されたが実現に数々の高いハードルがあったようであります。その中で、平成24年度をもって財団法人沖縄県水源基金が解散となり助成金が打ち切れ、財源の厳しい我が村は水源涵養等の機能維持に大変苦慮している状況であ

ると思われま。

今回、国頭村議会で9月に知事への要請が行われたが、三村だけではなく、6市町村で結束し、実現できるように進めていく必要があります。三村及び北部ダム所在市町村で受益市町村への水道、水源確保の恒久的な財源確保の必要性を各種広報活動を展開し、水源基金の創設が図れるよう粘り強く要請する必要があると思います。

県の企業ダムからも住民からの理解を得るためにはということで、非常に大きな課題があったようですが、そこまで至らずに解散というか、今活動していないということであります。それでぜひ、財政が厳しい我々、今、国頭村が議会でも取り上げていますので、今私が読み上げた中で何か返答があるのがあればお聞きしたいのですが。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。

実はこの件についても、我々は北部6ダムの首長で、先月27日東京のほうで全国大会があった後に、北部市町村だけの集まりがあって、その中で眞会長からぜひもう1回、その水基金問題について、行動していきたいというふうな話があって、その件について、実は平成19年までは行動していたんですけども、事務局が名護市になっていまして、名護市がやはり受益市町村にもなっていてなかなか行動ができないということで、一昨年、平成29年に国頭村長のほうから事務局を国頭が受けてもいいですよという話もあって、私もその当時、事務局を受けてもいいんじゃないかという思いをしておりました。これから、ぜひ早目に協議会をもう一度、もとの協議会を戻して、今議員の皆さんが非常に頑張っておりますそういう水基金関係をもう一度、国、県に、関係機関にまた要請していきたいと思っております。幸いにきのう総務省の斎藤政務官のほうと、私ども三村の村長、国頭村の村長が北部会館のほうで会議があって、副村長が参加をして、3名でいろいろと話ししました。意見を交わしまして、その水の問題についても、その政務官はしっかりと総務省としても対応していきたいということをしっかりと言っていました。私ども三村においては、赤土対策とか墓地問題、あるいは河口閉塞問題、住宅問題、そういうものについてもしっかりと総務省でやっていきますということと、6次産業について予算も大幅に確保できるように今進んでいますからという話が政務官のほうからありまして、大いに期待しているところです。これからはしっかりと、この政務官を通して、総務省や関係機関に要請を強くやっていきたいという思いをきのうしっかりと、東村長も知花副村長もそういう思いをしたところであります。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） ありがとうございます。非常に期待持てそうな話ですが、平成28年にやんばる国立公園に指定され、現在、世界自然遺産登録を目指して推進している中ですが、自然豊かな我々三村、森林域の保全、維持管理を恒久的に、世界遺産も含め、ダムの水がめを守るためにも恒久的に維持を負わされると。やんばるの森に育まれた水は、人口や産業の集積する中南部へと送水され、都市の人々の暮らしの生活、産業活動に欠かせないものとなっています。大宜味村は過疎化が進み、中南部と比較して生活環境など格差が拡大している状況であります。沖縄本島の生活や経済活動は、安定的にやんばるの水を供給するという前提で成り立っており、良質な水を供給し続ける上でも水源の自然を良好な状態に保つことは重要であり、県全体としてこれまで以上に水源地域へ目を向けさせていく必要があります。この間、ビジターセンターも、360度のドームを見たんですが、そういうものの中でも森林とこの涵養林やダム、そういうところの映像まで含めて、ぜひ県外から来る人たちにも水はやんば

るからこういっているとピーアールしていただければと思います。何かあれば、回答があればお願いします。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城邦彦議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日の午前中に大城佐一議員の人材育成基金についての発言につきましては、後日、会議録を調査して、不穏当発言があった場合には善処いたします。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時55分）

令和元年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和元年12月18日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和元年12月18日 午前10時00分)
散 会 (令和元年12月18日 午前10時52分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	大 城 邦 彦
2 番議員	宮 城 良 治	7 番議員	宮 城 貢
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 浜 覚
4 番議員	友 寄 景 善	9 番議員	安 里 重 和
5 番議員	大 山 美佐子	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プロジェクト推進室長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第47号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	質疑委員会付託
2	議案第48号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	質疑委員会付託
3	議案第49号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例	質疑委員会付託
4	議案第50号	大宜味村森林環境譲与税基金条例	質疑委員会付託
5	議案第51号	財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））	質疑委員会付託
6	議案第52号	指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）	質疑委員会付託
7	議案第53号	指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークワサー）加工施設）	質疑委員会付託
8	議案第54号	村道路線の認定について	質疑委員会付託
9	議案第55号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	質疑委員会付託
10	議案第56号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	質疑委員会付託
11	議案第57号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑委員会付託
12	議案第58号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第47号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第47号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第47号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第48号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第48号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第49号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第49号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第50号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第50号 大宜味村森林環境譲与税基金条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第50号は、経済建設常任委員会に付託します。
-

◎議案第51号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第51号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第52号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第52号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） この指定管理は、初めて行う指定管理でありますので、その確認の意味でいろいろ質疑をしたいと思います。

まず、この指定管理については、これを見ると大宜味村の放課後児童クラブなのか、施設なのか、ちょっとはつきりいたしませんので、これは大宜味村の児童クラブに使用する施設という意味で質疑したいと思います。

まず、この施設についてですね、指定管理をする上で大宜味村の学校敷地内に設置されていますが、そこに伴う指定管理をしたときは、この使用料、あとは電気、水道、いろいろな面で光熱水費等もですね、これはどのような施設になるのか。この指定管理を受けたところがちゃんと支払うのか。これは学校、教育予算で出すのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

- 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

まず1点目の指定管理者の指定について、大宜味村放課後児童クラブなのかという今の質疑ですが、あくまでもクラブを指定するというのではなくて施設の指定であります。議案書にあるとおり、1番目に指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、大宜味村放課後児童クラブとなっておりますので、あくまでも公の施設の指定管理者となっております。

2点目の学校敷地内に今度、施設をつくるものですから、使用料等はどうなっているかということですが、すけれども、基本は、その指定管理者がすべて水道料金、電気料ですね、全て指定管理者持ちで、こちらの持ち出しはありません。以上です。

- 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） これはですね、なぜ今質疑をしたかということ、過去に大変な問題があつてですね、役場と関係ない団体が勝手に使って、この使用料、水道料はどうなっているかと聞いたら、これは役場と関係ないからということなんだが、あとは、こちらはもう言いたくないんですけども、大変な吐き言葉を言われたいきさつがありますから、この辺ははつきりしてもらいたいと思います。

この放課後児童クラブに関して、大変、私も賛成であるんですが、働き盛りの人たちが、子供を預ける場所がなくて働きもできないという話もよく聞こえてまいります。そこで働く場所にしてですね、いろいろ放課後児童健全育成事業として、いろいろ補助金が出ていますよね。子供の居場所づくり事業と

放課後児童健全育成事業というふうに出ているわけですが、今回例えば、これは、今の指定管理者にそのまま委託、費用助成をするのか。もしくはこの委託事業というのはどういうふうな取り組みで決定するのか。この辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） すみません、以前のいきさつまではちょっとわからないんですけども、現況だけ説明させていただきたいと思います。

議員がおっしゃったような事業で大宜味村放課後児童健全育成事業補助金というところで、国、県、市町村のおおの3分の1ずつを補助して行う事業であります。去る議会において、放課後児童クラブの利用料金の方は議決させていただいたんですけども、利用料金上限8,000円という、長期休業とかいろいろありますけれども、その中で基本は上限8,000円において、今現在は、今やっている事業者は6,000円をいただいていますけれども、その補助、収入分を差し引いての補助額になっております。いきさつというか、その辺はちょっとわからないんですけども、私の記憶では、多分、上原さんが大宜味に引っ越してきてからこの山学校を開設して、子供たちの居場所づくりをやりたいというところなので、多分4年ぐらい前か、平成28年ぐらいなのかなと記憶しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、この事業も成功裏におさめるようにお願いしたいと思います。

あと一つ聞きたいのは、先ほど予算の、今助成金の問題もあったんですが、この事業計画書を見ると、平成29年度までであるんですが、そちらは私の見解ですので、平成27年から29年の実績があるんです。28年から29年までも4倍というふうに収入が増えているんですが、その辺は助成金のおかげというふうに思っておりますけれども、それは答えるあれではないと思うんですが、この事業計画についてお聞きしたいと思います。

この説明資料の75、76ページに、指定管理者が出している事業計画書があるんですが、75ページの8番、学校との連携について。この辺はですね、こっちに書かれているとおり、今までは旧大宜味小学校から車で乗って学校に迎えに行き、ちゃんとこちらでの児童生徒の名簿確認と、そういった書かれているとおりであればですよ、先生方とのやりとりで引き取りをしているというふうに思っているんですけども、今後は、これは例えば学校敷地内であるので、これにも今後ともということで書かれてはいるんですが、例えば子供たちが、もうすぐ目の前にあるものだから、一人で勝手に行ったりする可能性もあるわけですね。だからそのところは今後とも、児童クラブに預けるからには、学校との、名簿との調整。大宜味村は1件しか学童クラブもないものだから、別に間違えることはないと思うんですけども、やっぱり安全のためには、身につけるためには、確実に一人一人、毎日、何年生の何々さん来ました、これをちゃんと10名だったら10名、ちゃんと引き取って施設まで連れていきましたよという、この確認を確実にとるような方向に指導してもらいたいと思います。もう目の前だからといって勝手に行ったりされたら大変困るようなところもあります。

あと76ページの13番に、先ほど申したとおり、この中には本人たちが災害や事故以外の修理とかは自分らで負担するというふうに考えていますということで書かれていますので、そういった事業計画の中でうたわれているようなことも確実に守って、実行できるような方向で指導していただきたいと思いますのでよろしくお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) 大城佐一議員の質疑と重複する部分があるかと思いますが、確認のためにお尋ねします。

説明資料の80ページをお願いします。これは委託先の業者が計画を出して、直接、教育委員会のほうで計画しているものではありませんが、わかる範囲内でよろしいですのでお尋ねします。

収入から支出、いろいろ項目がありますが、上の補助金から下の保険料まで、わかる範囲内でどのような内容になっているのか。ちょっとわかる範囲でお答えできればお願いしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時14分)

○ 議長(平良嗣男) 再開します。

(午前10時15分)

○ 議長(平良嗣男) 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長(宮城 豊) お答えします。

答弁になるかちょっとわかりませんが、先ほど大城佐一議員が言った内容について、私が答弁した補助金、国3分の1、県3分の1、村3分の1ということで、その補助金を活用して諸事業を行うということでもあります。ちょっと細かい事業の内容に関しては、お答えしかねますので、また勉強し次第、必要に応じてところどころで議員等に説明していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) この支出の中身ですが、例えば備品購入費とかが入っていないわけです。事業をスタートさせるために、テーブルとか椅子とか冷蔵庫とか、最低限のものは必要だと思います。それでそこら辺が予算見えてこないものですからそこら辺をお聞きしたかったんですが、それは聞くところによると今使っているものを持ち込んで全部対応するというふうなことのようです。これは理解しております。

そしてこれから運営していく上で、今後また協定書、細かな協定書を締結してやっていくものだと思いますが、できれば協定書の案まで提示してもらえれば非常に理解しやすかったんですが、ただ気になるところは、ちゃんと協定書がないとお互い疑義が生じて、予算どこが負担すべき、いや、どこが負担すべきということでトラブルも起こりかねないです。この協定書において、細かいところまで協定していただきたい。特に修繕費等ですね、ガラス1枚割れたらどこが負担するのかとか、子供たちの故意、あるいはまた故意にかかわらず何かあった場合の損害とか、そこら辺も細かく協定書にあらわして、今後、疑義が生じないようにしていただきたい。運営して、二、三年していく間に、あの備品を買ってちょうだいとか。そういう形で村に予算要求しても問題ですので、そこら辺も含めて、スタートに当たってね。ちゃんと細かいところまで協定書を交わして運営をスタートさせてほしいと思います。私もこの事業は、子供の健全育成、親がまたそこで安心、安全に働ける為に、非常にいい施設ですので、4月1日からスムーズに、この事業の目的が達成できるように進められることを希望して終わります。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第53号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第53号 指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークッカー）加工施設）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この指定管理についても、現契約者との継続であります。これも一つ確認するのがありますので質疑いたします。

この管理委託制度から指定管理者への移行については、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律の公布によって、こういうふうは大宜味村でも平成17年3月に条例3号で、大宜味村公の施設にかかわる指定管理者の指定手続に関する条例を交付され、これまで指定管理者として現在まで至っておりますが、指定管理する以前も、指定管理した以後も大変いろんなトラブルが続いた施設でありますので、ぜひですね、今後、はっきりした締結をもってやっていきたいと思っております。指定管理以前は大変内部トラブルですね、契約関係の問題。指定管理以降は設備の問題、備品設備に何千万円という大金を役場自体は投入しているわけですけれども、そういったことがないようにということで、これは重々日ごろから言っておりましたけれども、今後、この新しい契約によってこういった備品の修繕費、あるいはとんでもないこっちの事務的に使うコピー代まで役場が負担するという事態もありますので、まさかこういうこともあるのかと思うぐらい、びっくりするようなこともあったので、この辺は徹底して、今度の契約書で結んでいるのか。ちょっとこの辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 大城議員の質疑にお答えします。

今、業者のほうと調整しているものが、法定耐用年数が過ぎたプラント、機械類のほうを指定管理業務から外すということで、機械類は全て今回は村のほうで管理じゃないですよ。指定管理から外させていただきますということでさせていただきます。基本的には建物と、建物付帯、空調とか水道、配管ですね、そういったものと、あと法定耐用年数が過ぎていない部分が若干ありますので、そういった部分を指定管理の業務としますということで協定を今後交わす予定になっております。以上でよろしいですか。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） じゃあ、今後、機械に関しては外すけれども、今度設置する場合はその業者の負担になるわけですね。今言った空調、水道、こういったものに関しては故障あるいは破損した場合には役場が負担するということなんですか。それとさっき言ったんですが、事務的なコピーの件はどうなっているのか。その辺もお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） コピーの件も外す、向こう持ちという形で調整する予定になっております。あくまでも指定管理のほうは、建物と、それに関する付帯のものという形で考えておまして、今、細かい調整を指定管理候補者のほうと調整を行っているところであります。

それと修繕に関しては、施設の修繕ということで、原則50万円以上は村のほうで、50万円未満のほうは指定管理を受ける業者のほうという形になっております。よろしいですか。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) この50万円以上というのと、50万円以下というのは、あれは見積もりで見えるのか。例えば48万円ぐらいだったら業者持ちですよ。これ話し合いで52万円とかにできないかとか、こういう話も出てくるわけです。その辺は、修理に関してちゃんと契約書でどういうものはどういうふうにはっきりしてもらわないと。またいろいろと、先ほどからあるみたいに後から問題が出てくるのがたくさんあると思いますので、ぜひですね、契約はもうしているのかわからないんですけども、やっているのであれば、はっきりしたことも文書で交わして、この施設に関する備品の取り扱い、施設の中の取り扱い、今みたいな金額の問題も。その辺もはっきりしたものをちゃんと考えておかないと、あとあとトラブルになったときには、この施設は契約書もあってもないようなものでしたから、以前は。契約は無効と、契約は関係ないということで裁判でいろいろな問題が出ているものですから、はっきりしたものをちゃんと、残すべきものは残して、ちゃんとしたものをやってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 私は、経済建設委員ではないものですから、確認だけをしておきたいと思えます。説明資料の96ページの選定の理由等ですけれども、その下の3行目から「今までの実績や今後の計画を確認し、募集要領に記載されているシークワサーを年間で300t以上取り扱うことが可能と判断した。」とありますが、その今までの実績、どれほどシークワサーを取り扱っていたのか、わかる範囲でよろしいですからお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(花田義徳) 安里議員の質疑にお答えいたします。

シークワサーの仕入れ量ということで、2016年度、2017年度、2018年度を業者から聞いておまして、2018年度は300トンを超えていると聞いております。それとどういったものにシークワサーが使われているかということで、大手、キリンとかアサヒのほうにも出荷をしているということで聞いております。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) この契約は、大宜味村特産品加工施設の指定となっているんですが、活性化センターで売られているシークワサー酢とか、それから村の農家が栽培している原液を売っているんですが、その加工が別のところでやられているんです。そしてまた村内の店でも販売して、自分たちでドレッシングをつくっている件も過去にも話したんですけども、村の特産品加工施設ですので、そういうものをそこで加工してからそういう人たちに提供できないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 特産品加工施設ということで、村のシークワサーを300トン以上毎年加工されているのは確かであります。製品としてはケレスさんのシークワサー、青切りと完熟のシークワサー、瓶入りを生産して販売しているところです。それについては、やっぱり大宜味村の道の駅に出しているか、その辺、確認してもちょっと品が少ないなという感じはしますけれども、この辺については、ぜひ新しい道の駅には出していただくという方法をとっていくということと。

それとケレスさんが搾汁されたジュースは本部町の冷凍庫といえましょうか、そこに預けたりいろいろやっていて、そこからアサヒビールとかいろんな製品をつくる大手の企業が買い取って、大宜味産を買い取って、大宜味産としての活用を製品化しているというのが今の現状であります。ケレスさんが、

またほかにもこれからいろんな形で大宜味産のシークワサーを使って製品づくりというのも期待はしているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私が聞いたのは、ケレスが加工した販売をどうのこうのじゃなくて、今大宜味村の活性化センターで、ケレスで全く搾っていない、取り扱っていないものを売っているんですが、このシークワサーの販売は大宜味の人で、大宜味のシークワサーを使ってやっているけど、別の村外の工場で作っているんです。だからこれは村の特産品の加工施設ですので、事業主体は村で建てた村の加工施設ということですので、今、村のそうして活動している人たちのものを、この村の加工施設で加工して、そういうものがないのかということを知りたいと思っています。その辺を答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 企業のそういう製品の商標登録とかいろんな問題、その中で、本当に今のシークワサー酢が今帰仁村のほうで、そのシークワサー酢の製品をつくっている。これをケレスさんに引き渡すことができるのかどうかというのは企業の問題で、非常に厳しいんじゃないかと私は思っています。さっきも言ったように、ケレスのほうでもし、新たな製品をつくるのであれば、そういうふうをお願いしてシークワサー商品につながるようにやっていけるんじゃないかという思いをしているということを私は答えたつもりですけども、そういう意味です。今、北琉興産というところでシークワサー酢の商標登録といいたまいますか、されていると思いますけれども、そういうものを両方の企業が話し合って、もしケレスさんがやってくれるのであればということでは、村内で加工製品にすることは可能ではないかと思っておりますけれども、その辺についても、これからケレスさんとやるわけですから、その辺も議員から意見があったということも、ちょっと情報として提供していきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私は、商標の問題とか聞いていないんですが、話がかかなり食い違っています。例えば本部で同じような農産物加工施設ができていますが、そこは農業生産法人が事業主体で独自でつくったもの。大宜味村のものは大宜味村が事業主体となってつくって、それを委託契約しているんですが、あくまでも村の加工施設です。それを委託しているのは、また更新するんですけども、ケレスさんがやるんですが、その目的は大宜味村の特産品が加工できるように建てた建物ですので、なぜ村内の人がそういうふうな製品を出しているのに、村内の加工施設で加工できずによそでやっているのかと。それができる仕組みがないのかと、それを私は聞いています。そのことを回答いただきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 吉浜議員の質疑にお答えします。

今の大宜味村特産品加工施設の管理に関する基本協定がありまして、こちらのほうの協定の内容に、村民により加工施設内の施設を使用したいときの申し出があった場合は協議を行うという形になっております。ただ、これは今年度までという形になりまして、来年度からの指定管理に関してはプラント類が全部指定管理から外れるということで、建物だけになるので、その辺でどうなるかがちょっと回答が難しいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。簡潔をお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 今、協定書の問題があったけれども、維持管理運営に金がかかるというふうな形でほとんどの機械が委託から外れると。だからそれができないんじゃないかと。その設置した目的から大分乖離してきていると思います。これからは、もう本当に場所提供という形になっていくというものを非常に懸念しております。その辺はどういうふうに今後整理していくのか、これまで大宜味シークワサー、大宜味シークワサーということをかなり言っていたんですけども、この辺のところを少し結集力をどんどんなくしていくようなことを感じております。その意味でも、その辺の整理をぜひしていただきたいと要望して終わります。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第53号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第54号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第54号 村道路線の認定についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第54号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第55号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第55号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 説明資料の129ページ、13款2項10目の25、これは先ほど議題に上がった大宜味村森林環境譲与税基金条例があったんですが、その基金の積立金ということであるわけですが、これを施行するには公布の日から施行するとありますが、この積立金が18万9,000円入っています。私の感覚では施行後にしか発生しないかと思いますが、その辺の1点。

あと1点は、米印で充当事業：放課後児童クラブ整備事業(備品購入費)とあります。この条例を施行するに当たり、基金条例はある。下記の理由により基金条例を設立する必要があるということで、本条例は目的税であり、法で定められた用途以外の使用は認められないということであるんですけども、この児童クラブの備品購入費とうたわれていることは、そこにこの目的に沿った備品購入なのか。恐らく森林だから木の話だと思うんですけども、その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 財務課長。

○ 財務課長(真喜志 亮) 大城議員の御質疑にお答えします。

この条例の施行期日が公布の日からとなっております、議決の日と公布日が一緒であれば問題ないのかなと考えております。

この森林環境の用途というのがありまして、木材利用というのも一つの目的ということで、不特定多数が利用する公共施設への木材利用というものが、この森林環境譲与税の用途の名目の中に入っており

ますので、そこは問題ないかと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） だから私が言った、木のものだから、テーブルとか椅子とか、そういったものに使用するのかということここを聞いたかったんですけども、目的に沿っているということだけ言ったものだから、やっぱり木のものだからテーブル、椅子、こういう関係のものに使うことと思いますので。

また、公布の日から施行するというので、前もってこの金額が入っているということは、公布は恐らく最終日に可決された場合の日からということ、この年度内に公布はされるだろうという、そのもとに予算を繰り返したということ、理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） まず、この使途のほうですが、ここは一応、放課後児童クラブの児童棚、そこは木材を活用した棚をつくるということで、そこに充てるということで考えております。

先ほどの公布の関係ですが、そこは議決日とあわせて公布を行うということで、大城議員が考えているとおりで公布を行っていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第55号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第56号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第56号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第57号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第58号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第58号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

-
- 議長（平良嗣男） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時47分）

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時52分）

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城 貢議員、副委員長に吉浜 覚議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時52分）

令和元年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和元年12月20日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和元年12月20日 午前10時00分)

閉 会 (令和元年12月20日 午前10時44分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第47号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第48号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第49号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第51号	財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））	委員長報告 質疑～表決
5	議案第52号	指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第50号	大宜味村森林環境譲与税基金条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第53号	指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークワサー）加工施設）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第54号	村道路線の認定について	委員長報告 質疑～表決
9	議案第55号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案第56号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
11	議案第57号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
12	議案第58号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
13	陳情第17号	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情	委員長報告 （閉会中の 継続審査）
14		閉会中の継続審査の申出の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第47号～議案第49号、議案第51号及び議案第52号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第47号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、日程第2 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第3 議案第49号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例、日程第4 議案第51号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））及び日程第5 議案第52号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）の5件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 170 号
令和元年12月18日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会
委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第47号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	原案可決 全会一致
議案第48号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決 全会一致
議案第49号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第51号	財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））	可 決 全会一致
議案第52号	指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）	可 決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(安里重和) ただいま議題となりました議案第47号から議案第49号及び議案第51号から議案第52号までの5件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長及び教育課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、12月18日午後1時30分からの審査予定を2時間20分繰り上げて午前11時10分から審査を行いました。

はじめに、議案第47号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について説明いたします。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率化かつ適正な運営を推進するため、臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図り、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定し整備を行うものであります。

主な制定内容として、第2条から第13条までのフルタイムで任用される会計年度任用職員に関する事項、第14条から第23条までのパートタイムで任用される会計年度任用職員の規定を踏まえ、給料月額、手当の支給等についての基準を定めるものです。施行日は令和2年4月1日となっております。

次に議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものであります。主な改正内容といたしまして、第1条の大宜味村地域安全条例の一部改正から第13条の大宜味村職員の旅費支給条例の一部改正まで、新たに導入される会計年度任用職員制度等に対応するため、任用根拠、引用条項等の改正を行うものであります。

施行日は令和2年4月1日となっております。ただし、第11条の大宜味村職員の給与に関する条例の一部改正のうち、別表につきましては令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用となっております。

次に議案第49号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例について説明いたします。

主な改正内容としては、各免除規定の期間の元号を「平成」から「令和」へ改正し、減収補てんにおいては、青色申告者のみが対象となっておりますが、旧条例では課税免除を受けることができる者と明記されていたのを青色申告者等と明記した改正となっております。

減収補てん措置となる資産については、沖縄振興特別措置法の各条に明記された資産のみであるため、課税免除を受けることができる資産を沖縄振興特別措置法の各条に明記された資産とする改正となり、また地域未来投資促進法の制度における支援策のひとつとして、沖縄振興特別措置法と同様の減収補てん措置が創設されており、対象地域に本村も含まれていることから、新たに課税免除の規定を追加した

改正で、その他、県から示された全部改正案に基づき、各条にわたり字句の改正等が必要なため、本条例の全部改正を行うこととしております。

議案第51号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））について説明いたします。

目的としては、沖縄県において大規模災害が発生した場合、港湾、空港、道路が復旧するまでの間、観光客が観光地に足止めとなることが想定されることから、観光客の安全と安心を確保するために、外国人を含む観光避難民への食料、水、毛布、災害用トイレの備蓄等、市町村の防災力強化の取組を推進する支援策で、本村においても現在進行しているエコツーリズムの推進及び世界自然遺産登録後の観光客の増加も予想し、安全・安心を確保するため、防災力強化を図る必要があることから、備蓄倉庫等を整備し、観光振興防災対応に資することを目的としております。

1. 取得する財産 観光防災備蓄倉庫等一式、2. 契約の方法 指名競争入札による契約、3. 取得金額 金1,238万6,286円、4. 契約の相手 住所 那覇市宇栄原3丁目16番53号、商号 鈴繁工業 沖縄営業所、氏名 代表者 向島 宏典となっております。

次に議案第52号 指定管理者の指定について（大宜味村放課後児童クラブ）を説明いたします。

指定管理予定候補者の公募を10月1日から10月31日まで行い、公募期間に複数問合せを受けましたが、公募申請のあった事業者は1者で、選定基準要領に基づき、有資格者として判断し、事業者プレゼンテーション及び質疑応答、選定基準表の審査項目に評価点を付け、委員5人全員が合格点である、6割以上の評価点を受け、また現在村内でも事業を行っている実績も勘案し、当事業者が関連している学校及び他団体等の連携による効果も期待できることから管理運営を行う上で、優位であると認めて契約を行っております。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 大宜味村放課後児童クラブ、2. 指定管理者となる団体の名称等 団体の名称 一般社団法人 喜如嘉山学校、代表者職氏名 代表理事 上原幸彦、住所 沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味1番地、3. 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日となっております。

議案第47号から議案第49号及び議案第51号から議案第52号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第47号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第48号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第48号について討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第49号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第49号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第51号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第51号 財産の取得について（沖縄観光防災力強化支援事業（観光防災備蓄倉庫等））を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第52号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 指定管理者の指定について(大宜味村放課後児童クラブ)を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第50号、議案第53号及び議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第50号 大宜味村森林環境譲与税基金条例、日程第7 議案第53号 指定管理者の指定について(大宜味村特産品(シークッカー)加工施設)及び日程第8 議案第54号 村道路線の認定についての3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 172 号

令和元年12月19日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第50号	大宜味村森林環境譲与税基金条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第53号	指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークワサー）加工施設）	可決 全会一致
議案第54号	村道路線の認定について	原案可決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第50号及び議案第53号から議案第54号までの3件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長兼農業委員会事務局長及び建設環境課長の出席を求め、12月19日午前10時から審査を行いました。

はじめに、議案第50号 大宜味村森林環境譲与税基金条例について報告いたします。

条例の制定理由については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が施行されたことに伴い、村が実施する森林整備及び木材の促進等に関する施策に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、条例を定める必要があるため制定しております。森林環境譲与税を適切な管理運営を行うため基金を設置し、第1条に規定する森林整備及びその促進に関する施策を実施するための事業の費用を充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとしており、附則において、この条例は公布の日から施行されることとなっております。

次に、議案第53号 指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークワサー）加工施設）について報告します。

指定管理予定候補者として、公募を3月1日から3月29日までの29日間行い、公募申請のあった事業者は1者で、選定方法につきましては、募集要項に基づき、有資格者として判断し、事業者プレゼンテーション及び質疑応答を経て、今までの実績や今後の計画を確認し、募集要領に記載されているシークワサーを年間で300t以上取り扱うことが可能と判断されております。さらに財務状況については、専門的な学識のある委員から意見を受けて、良好であることから特に問題がないことから契約を行っております。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設、2. 指定管理者となる団体の名称等 団体の名称 株式会社 ケレス沖縄、代表者職氏名 代表取締役 中川喜隆、住所 沖縄県国頭郡大宜味村字田港1032番地1、3. 指定の期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日となっております。

次に、議案第54号 村道路線の認定について報告します。

本路線は、大保ダムを囲む道路の一部で、地域の活性化に繋がる道路として活用されていることや村道大保線を経由することで長寿と癒やしの森構想地へのアクセス道として観光振興及び防災の観点から、主要な道路であるため認定を行うものであります。

路線名 大保ダム環状線、起点 田港南風原、終点 押川押川山、重要な経過地 大保ダム、延長約2キロとなっております。

議案第50号及び議案第53号から議案第54号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第55号 令和元年度大宜味村一般…。

○ 議長（平良嗣男） ちょっと待ってください。今50号だよ。

○ 8番（吉浜 覚） 失礼いたしました。

○ 議長（平良嗣男） 大変失礼しました。討論ありませんね。ありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 大宜味村森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 指定管理者の指定について（大宜味村特産品（シークワサー）加工施設）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第54号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 村道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第55号～議案第58号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第55号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）、日程第10 議案第56号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第57号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第12 議案第58号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の4件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 173 号

令和元年12月19日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第55号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	原案可決 賛成多数
議案第56号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第57号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第58号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

(宮城 貢 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城 貢) ただいま議題となりました議案第55号から議案第58号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、12月19日午後1時30分から審査予定を2時間30分繰り上げて午前11時から審査を行いました。

まず、議案第55号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)については、質疑、討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第57号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)及び

議案第58号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第56号から議案第58号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第55号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 議案第55号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)について、反対の立場で討論を行います。

私は、これまでに住民の命と財産を守る為に安心安全な環境づくり等についての一般質問や討論を繰り返し訴えてきました。

本案には、農林水産施設災害復旧費の工事請負費620万円が歳出予算として計上されています。その内訳は農道災害復旧工事320万円と林道災害復旧工事300万円となっています。また、当該事業の関連歳入予算は、災害復旧県補助金の林道災害復旧事業150万円と村債の農地農林施設災害復旧事業債130万円と、他は一般財源の340万円となっています。

農道災害復旧工事の対象となる津波山で、沖縄県から許可を得て林地開発による草地造成工事が展開されています。また、沖縄県赤土等防止条例による通知を受けた工事現場では、表示版に許可状況等が表示されています。開発行為境界周辺で土砂崩落があつて、道路崩落の恐れや下流河川に土砂流出により農業水利組合の取水施設が埋まり、農業経営に支障をきたしています。

私が、今議会で「工事現場における土砂崩落までの経過と原因は何か」、「利用計画図に計画された法面の土波工は4段差を有する切土になっているのかかわらず、現場は計画を無視した段差のない切土の施工によることが原因ではないか」などの趣旨で一般質問をしたところ、村長は、「9、10月の大雨や台風による災害」、「図面は見えていない」との答弁をしています。

しかし、沖縄県北部農林水産センター森林整備保全課によると、事業主から県に林地開発許可申請をし、県は村長に対し事業の計画図面を添付した開発の許可申請の照会をしています。村長から回答を得

た県は、事業主に対して事業を許可しています。それで、県は工事現場の土砂崩落について問題視し、災害現場の検証を幾度か実施したそうです。

村長は、計画図面を見ていないと説明をしていますが、工事現場の土砂崩落は台風や大雨による災害だと判断しています。予算計上している農道災害復旧工事320万円に対する災害査定が行われていない状況で、公的助成制度の補てんがなく、一方的に村民に財源の負担を強いるものです。

村は、県と連携をとって開発行為境界周辺の土砂崩落の災害が天災なのか、許可申請を無視した開発行為による災害なのか、原因究明の必要性が求められています。災害の原因が特定されない中での予算化や事業推進は村民に財源の負担を一方的に強いることになり、あってはならないことです。

よって、災害の原因究明がなされず、村財政の厳しい状況下で村民に財源の負担を一方的に強いる現時点での事業推進に対して反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第56号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第57号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第58号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第17号の上程、委員長報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 陳情第17号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第171号

令和元年12月18日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
17	令和元年 11月15日	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情	継続審査	—	—

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました陳情第17号について、12月18日午後1時30分からの審査予定を1時間20分繰り上げて午後0時10分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり、継続審査にすることに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

◎閉会中の継続審査の申出の件

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 閉会中の継続審査の申出の件を議題とします。

総務常任委員会委員長から委員会の審査中の事件については、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

令和元年12月18日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会
委員長 安里 重和

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事件 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情
- 2 理由 慎重に審査する必要があるため

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第7回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員